自己点検・評価報告書

2011年度～2012年度

平成25年（2013年）6月

学校法人物療学園

大阪物療大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・　1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

基準２　学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

基準３　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52

基準４　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67

Ⅳ．エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72

エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　73

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大阪物療大学の建学の精神と教育目標

（1）建学の精神について

「物療学園（以下「本学園」という）」は、昭和８（1933）年に設立された「物療学院」にその基礎を置く。本学園では、「之科學為報國修（これ科學を國に報いる為に修む）」を建学の精神としている。その意味は、「科学を勉強するのは自分のためではなく、社会に貢献するため」というもので、「単なる技術者の養成ではなく、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りをもち、人の心と温かさがわかる医療の専門職業人の育成」を教育理念としており、職業教育を中心とした教育体系の中で、実践的な知識や技術等を習得した人材を育成することを目標としている。【資料Ⅰ-1】【資料Ⅰ-2】【資料Ⅰ-3】

（2）教育目標について

大阪物療大学（以下「本学」という）では、建学の精神を継承しつつ、放射線医学分野が人間を対象とする学問であり、「人間教育」の考え方を基本として、専門分野に関する知識と技術の習得に加えて、幅広い視野と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成を目指すことから、「人間教育を根幹とした人材の育成」を教育目標としている。また、地域社会における人材需要の養成に応えることを目的として設置したことから、「地域社会への積極的な貢献」をも教育目標としている。【資料Ⅰ-2】【資料Ⅰ-3】

2. 大阪物療大学が目指す大学像

（1）本学の「理念・目的」について

昭和 8（1933）年に設立された「物療学院」は、昭和 26（1951）年に「大阪物療専門学校」に校名を改称した。以来、医療現場に数多くの優秀な人材を輩出し、平成 23（2011）年 4 月、放射線医療現場におけるより専門的な知識や技術を持つ診療放射線技師の専門教育の必要性、診療放射線技師の高学歴志向、地方自治体や職能団体からの要望等、社会の要請に応えるため、「大阪物療大学」として開学した。「学校法人物療学園規程（以下「規程」という）」44 号（大阪物療大学学則（以下「学則」という））第 1 条において、本学の教育理念を「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」と定め、「政令指定都市堺における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献することを目的」としている。【資料Ⅰ-4】【資料Ⅰ-5】

（2）本学の個性・特色について

保健医療学部診療放射線技術学科においては、「人間教育を根幹とした人材の育成」及び「地域社会への積極的な貢献」を教育研究上の理念と定めている。また、「規程」61 号（大阪物療大学保健医療学部規程（以下「学部規程」という））第 2 条において「専門性を生かした人材育成により地域医療の向上に寄与する」及び「地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元する」という教育研究上の目的を定めており、また「規程」

61 号（学部規程）第 3 条において「放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与する」と定めている。【資料Ⅰ-2】【資料Ⅰ-3】【資料Ⅰ-6】

その上で、人材育成の目的を、「診療放射線技師に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得したうえで、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるとともに、診療放射線技師としての継続教育を見据えて、生涯成長し続けるために必要な基盤となる基本的な資質能力を有した人材を育成する」こととしている。【資料Ⅰ-7】

また、保健医療学部診療放射線技術学科においては、組織として研究対象とする中心的な学問分野を保健衛生学分野における放射線医学分野とし、診療放射線学に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を養成することを目的としている。【資料Ⅰ-8】

学部、学科が担う機能としては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、放射線医学分野における教育研究と診療放射線技師の養成による「幅広い職業人養成機能」と「特定の専門的分野の教育・研究」、「社会貢献機能」に重点を置いて教育研究に取組むことを特色としている。【資料Ⅰ-8】

◆エビデンス集　資料編

【資料Ⅰ-1】　大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」
http://www.butsuryo.ac.jp/message/idea.html

【資料Ⅰ-2】　学生便覧・履修要項　2011　p3
学生便覧・履修要項　2012　p3（【資料 F-5】と同じ）

【資料Ⅰ-3】　大阪物療大学設置認可申請書（以下「大学設置認可申請書」という）
趣旨等を記載した書類（以下「趣旨書類」という）　p7

【資料Ⅰ-4】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p3～（【資料Ⅰ-3】と同じ）

【資料Ⅰ-5】　規程 44 号（学則）（【資料 F-3】と同じ）

【資料Ⅰ-6】　規程 61 号（学部規則）（【資料 F-9】と同じ）

【資料Ⅰ-7】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p8（【資料Ⅰ-3】と同じ）

【資料Ⅰ-8】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p19（【資料Ⅰ-3】と同じ）

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

本学は、設置法人である「学校法人物療学園」が母体となっている。

下記に示すとおり本学園は、昭和 8（1933）年に設立された「物療学院」を基礎としている。昭和 26（1951）年には、「大阪物療専門学校」へ校名を改称、昭和 28（1953）年には厚生大臣より診療エックス線技師養成学校としての指定を受け、診療放射線技師を中心に数多くの優れた医療人を世に輩出してきた。

そして、平成 23（2011）年には、放射線医療現場におけるより専門的な知識や技術を持つ診療放射線技師の専門教育の必要性、診療放射線技師の高学歴志向、地方自治体や職能団体からの要望等、社会の要請に応えるため、「大阪物療大学」を開学した。このような沿革の中、本学園の「建学の精神」のもと、医療人を育成している。

昭和 8（1933）年	初代校長田中金造博士を設立者として勅令私立学校令により「物療学院」を設立する
昭和 9（1934）年	校名を「大阪物療学校」と改称
昭和 10（1935）年	エックス線と物理療法全般並びに関連医学の学術技能を教授する許可を得る
昭和 26（1951）年	診療エックス線技師法の公布に伴い、校名を「大阪物療専門学校」と改称
昭和 28（1953）年	診療エックス線技師法の制定に伴い､診療エックス線技師養成学校として厚生大臣より指定を受ける
昭和 33（1958）年	第二代校長に田中崇宣就任
昭和 44（1969）年	阿倍野校舎（大阪市）落成
昭和 46（1971）年	診療エックス線技師法の改正に伴い､診療放射線技師養成学校として厚生大臣より指定を受ける
昭和 52（1977）年	専修学校の制定に伴い、専修学校としての許可を受ける 「大阪物療専門学校医療専門課程」の設置を許可される
昭和 53（1978）年	学制を 3 年制に改革、「第一・第二本科」を「第一・第二放射線科」と改称
昭和 60（1985）年	学校法人「物療学園」設置の「大阪物療専門学校」となる 田中崇宣、学校法人「物療学園」初代理事長に就任
昭和 63（1988）年	大阪府堺市鳳に新校舎（現 1 号館）完成、移転
平成 5（1993）年	学校創立 60 周年記念式典の挙行
平成 7（1995）年	平成 6 年度卒業生より専門士（医療専門課程）の称号授与開始
平成 11（1999）年	第 2 代理事長に田中信行就任 第 3 代校長に田中博司就任
平成 14（2002）年	大阪府堺市下田町に第二校舎（現 4 号館）完成 理学・作業療法学科開設
平成 16（2004）年	学園本部校舎（現 3 号館）完成（情報処理教室併設） イングリッシュガーデン開設（現 1 号館）

平成 18（2006）年　　第 3 代理事長に田中博司就任
平成 22（2010）年　　大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科設置認可申請
平成 23（2011）年　　大阪物療大学　開学
平成 25（2013）年　　大阪物療専門学校　閉校

2. 本学の現況

（1）大学名

大阪物療大学

（2）所在地

1 号館　　大阪府堺市西区鳳北町 3 丁 33
2 号館　　大阪府堺市西区鳳北町 3 丁 13-1
3 号館　　大阪府堺市西区鳳東町 4 丁 410-5
4 号館　　大阪府堺市西区下田町 23-1
片蔵グラウンド　大阪府堺市南区片蔵 141 番 1 及び 142 番 1

（3）学部の構成

保健医療学部　診療放射線技術学科

（4）学生数　（平成 25 年 3 月 31 日現在）

学部	学科	学生総数	学年別学生数			
			1 年	2 年	3 年	4 年
保健医療学部	診療放射線技術学科	164 人	84 人	80 人	－	－

（5）教員数　（平成 25 年 3 月 31 日現在）

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
保健医療学部	診療放射線技術学科	12 人	2 人	3 人	1 人	0 人	18 人

（6）職員数　（平成 25 年 3 月 31 日現在）

専任職員	嘱託・契約職員	合計
6 人	18 人	24 人

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

≪1－1 の視点≫

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

（1）1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

物療学園（以下「本学園」という）の目的は、「学校法人物療学園規程（以下「規程」という）」1 号（学校法人物療学園寄附行為（以下「寄附行為」という））第 3 条に「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる豊かな心と健やかな体を携えた医療人を育成することを目的とする。」と定めている。【資料 1-1-1】

また、「規程」44 号（大阪物療大学学則（以下「学則」という））第 1 条に、大阪物療大学（以下「本学」という）の目的を「大阪物療大学は、「之科學為報國修（これかがくをくににむくいるためにおさむ）」という建学の精神に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること。」を教育理念とする。政令指定都市堺における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献することを目的とする。」と定めている。【資料 1-1-2】

さらに、「規程」44 号（学則）第 4 条に、学部及び学科の教育研究上の目的を、「保健医療学部診療放射線技術学科は、放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に資する有為な人材の育成を目的とする。」と定めている。【資料 1-1-2】

1-1-②　簡潔な文章化

これら建学の精神や目的については、大学ホームページ等に公表しているほか、「学生便覧・履修要項」や「大学案内」、「学生募集要項」等にて学生や保護者に向け、その意味や内容が具体的且つ明確に簡潔な文章で説明する工夫をしている。教職員に対しては入職時の研修で、入学生や保護者に対しては入学式における学長式辞で必ず説明している。また「大阪物療大学設置認可申請書（以下「大学設置認可申請書」という）　趣旨等を記載した書類（以下「趣旨書類」という）」にも記載している。大学の使命・目的及び教育目的は明確で、簡潔な文章で広く周知されている。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

（3）1－1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも本学の使命・目的を、教職員や本学学生はもちろんのこと受験生やその保護者を中心に広く周知していく。

特に、社会のさらなる理解を得られるよう、市民公開講座等においても本学の使命や目的を簡潔な文章で示す工夫を行っていく。

◆エビデンス集　資料編

【資料 1-1-1】　規程 1 号　寄附行為（【資料 F-1】と同じ）
【資料 1-1-2】　規程 44 号　学則（【資料 F-3】と同じ）
【資料 1-1-3】　大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」
http://www.butsuryo.ac.jp/message/idea.html
【資料 1-1-4】　学生便覧・履修要項　2011　p3
学生便覧・履修要項　2012　p3（【資料 F-5】と同じ）
【資料 1-1-5】　学校案内 2011　表紙裏
大学案内 2012　p4
2013Campus Guide　p2（【資料 F-2】と同じ）
【資料 1-1-6】　平成 23 年度（2011 年度）学生募集要項　p1
平成 24 年度（2012 年度）学生募集要項　p1
平成 25 年度（2013 年度）学生募集要項　p1（【資料 F-4】と同じ）
【資料 1-1-7】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p7（【資料 I -3】と同じ）

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

≪1－2 の視点≫

1-2-①　個性・特色の明示
1-2-②　法令への適合
1-2-③　変化への対応

（1）1－2 の自己判定

基準項目 1－2 を満たしている。

（2）1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①　個性・特色の明示

本学の最大の特徴は、保健医療学部診療放射線技術学科のみの単一学部単一学科から構成される点であり、組織としての研究対象とする中心的な学問分野を保健衛生学分野における放射線医学分野としている点である。診療放射線学に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を養成することを目的としている。【資料 1-2-1】

特に、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、放射線医学分野における教育研究と診療放射線技師の養成による「幅広い職業人養成機能」と「特定の専門的分野の教育・研究」、「社

会貢献機能」に重点を置いて教育研究に取り組んでいることも、特色として挙げられる。【資料 1-2-1】

具体的には、「規程」61 号（大阪物療大学保健医療学部規程（以下「学部規程」という））第 2 条に定められているように、「専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与する」こと、「地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元する」ことを学部の特色とし、また学科としては「放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与する」ことを特色としている。【資料 1-2-2】

規程 61 号（学部規程）に定められ且つ「大学設置認可申請書　趣旨書類」で明確化された教育研究上の目的・特色は、大学ホームページに掲載するだけでなく、「大学案内」や「学生便覧・履修要項」に明示する等、情報公開に努めている。これにより、在学生・教職員はもとより受験生や一般の方々にも認識されているといえる。【資料 1-2-2】【資料 1-2-1】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

また、数万人の学生が在籍するマンモス大学と比べ、1 学年定員 80 人の小規模大学だからこそできる少人数教育に取り組んでいる。学生 7～8 人に対して 1 人の割合で担任教員を配置する少人数担任制を図ることで、学生一人ひとりに専門知識・技術に限らず、「人間教育を根幹とした人材の育成」を目指した、きめ細かい指導・サポートを実践している点も本学の特色といえる。【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】

1-2-②　法令への適合

使命・目的及び教育目的については、「規程」44 号（学則）第 1 条に「大阪物療大学は、「之科學為報國修」という建学の精神に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること。」を教育理念とする。政令指定都市堺における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献することを目的とする。」と定めている。これは、学校教育法第 83 条に定める大学の目的に適合している。【資料 1-2-8】

1-2-③　変化への対応

今日の高等教育機関は、その教育・研究機能を通じて、これまで以上に地域社会への貢献を果たすことが社会的使命となっている。また近年、医療技術者としての役割や責任の拡大により、豊かな人間性や高い倫理観、対人関係能力が求められていることから、本学の教育理念はまさしく現在の社会環境の変化に順応した理念といえる。

（3）1－2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、設置の趣旨及び目的等が活かされるよう、「大学設置認可申請書」に記載の設置計画を確実に履行していく。個性・特色については大学ホームページや「大学案内」等の各種資料に明示し、法令に適合している本学の使命・目的及び教育目的に沿っ

て組織を運営し、大学教育の質の向上に向けた、社会環境の変化に対応できる改善を検討し、適宜対応できる体制を整える。【資料 1-2-9】

◆エビデンス集　資料編

【資料 1-2-1】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p19（【資料Ⅰ-3】と同じ）
【資料 1-2-2】　規程 61 号（学部規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 1-2-3】　大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」
http://www.butsuryo.ac.jp/message/idea.html
【資料 1-2-4】　学校案内 2011　表紙裏
大学案内 2012　p4
2013Campus Guide　p2（【資料 F-2】と同じ）
【資料 1-2-5】　学生便覧・履修要項　2011　p3
学生便覧・履修要項　2012　p3（【資料 F-5】と同じ）
【資料 1-2-6】　大学案内 2012　p7
2013Campus Guide　p9（【資料 F-2】と同じ）
【資料 1-2-7】　大学ホームページ「大阪物療大学 3 つの特徴」
http://www.butsuryo.ac.jp/guide/p/bco_3f.html
【資料 1-2-8】　規程 44 号（学則）（【資料 F-3】と同じ）
【資料 1-2-9】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p39～（【資料Ⅰ-3】と同じ）

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

≪1－3 の視点≫

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

（1）1－3 の自己判定

基準項目 1－3 を満たしていない。

（2）1－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的については、本学園の役員・教職員が共有してその意識を保ち、継続して浸透が図れるよう取り組んで理解と支持を得ている。

具体的な取組みとしては、教職員に対しては入職時に「規程集」を配付し、学園の「寄附行為（「規程」1 号）」をはじめ「学則（「規程」44 号）」等重要な「規程」について研修を行い、理解を得ている。特に、「建学の精神」を具体的に理解し実践するため、教職員だけでなく学生も対象として、事務室や本部校舎の前、大学ホームページに明示し、その理解を促すように意識している。また、教職員として業務に携わる上で大切なことは、定期的に教職員に実施される FD(Faculty Development)研修及び SD(Staff Development)

研修で確認している。また、日常的に継続性を保つため、教員連絡会、朝礼等を効果的に利用し周知している。【資料 1-3-1】【資料 1-3-2】【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】【資料 1-3-5】【資料 1-3-6】

1-3-② 学内外への周知

大学ホームページや、「学生便覧・履修要項」、「大学案内」等の刊行物を通して、また、「オープンキャンパス」や地域貢献としての「市民公開講座」等の機会を通して学内外へ周知に努めている。【資料 1-3-4】【資料 1-3-7】【資料 1-3-8】【資料 1-3-9】【資料 1-3-10】

本学新入生に対しては、入学式や新入生オリエンテーション等の各種ガイダンス、また、「新入生 1 泊研修」において本学の建学の精神の周知を図っている。在学生に対しては、社会人としての資質能力の向上のためのキャリアガイダンスや、オリエンテーション等の機会を通して、周知を図っている。

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学の中長期的な計画に関しては、理事会で本学の使命・目的及び教育目的を踏まえた上で、基本方針が協議され示される。この基本方針に従って、評議員会の意見を取り入れながら、理事会において次年度事業計画の決定が協議される。その方針は、大学の最高決定会議である「学園運営委員会」で大学の方針へ反映される。理事会で決定した学園の方針や学園運営委員会で決定した大学の方針は学内の教職員に周知される。教学面における決定事項は、教授会において教授へ周知され、教学面へ反映されるとともに、事務面における決定事項については事務局長を通じて各部門の事務運営に反映される。【図 1-3-1】

【図 1-3-1】　学校法人物療学園組織概要図【資料 1-3-11】

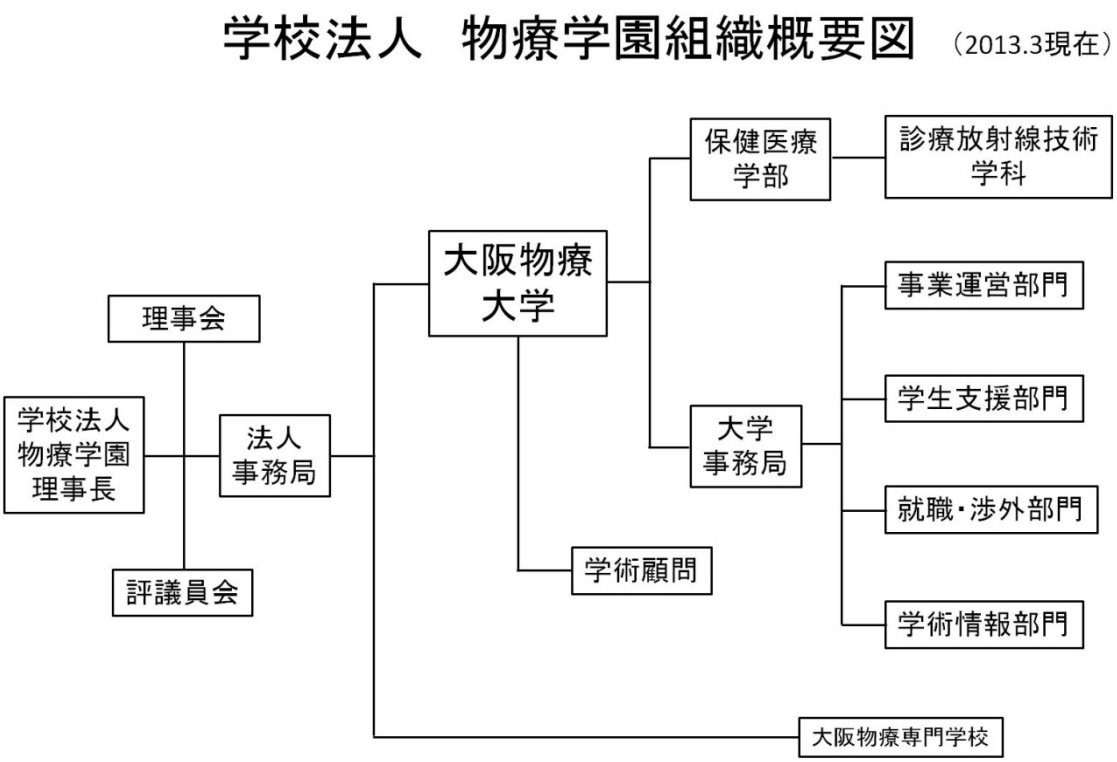

3 つの方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）への本学の使命・目的及び教育目的の反映については、以下の通り行っている。

まず、アドミッションポリシーについては、「学生募集要項」に「①保健医療技術分野への進学に関して確かな目的意識を持っている人　②目標へ向かって意欲的・継続的に自ら学ぶ姿勢を持ち続ける人　③信頼される医療人を志す者として責任ある行動をとりつつ、素直な人間関係を築ける人」と明確に示し周知を行い、このポリシーに合った学生を確保できるよう、入学者の選抜を実施している。【資料 1-3-12】

次に、カリキュラムポリシーについては、「診療放射線技師に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得したうえで、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるとともに、診療放射線技師としての継続教育を見据えて、生涯成長し続けるために必要な基盤となる基本的な資質能力を有した人材を育成する」という学部教育における人材養成の目的を達成するために、教育課程を「基礎教育課程」と「専門教育課程」に区分し、体系的な学習が可能となるように編成している。【資料 1-3-13】

また、ディプロマポリシーについては現在検討中であるが、卒業認定基準等については、「規程」44 号（学則）第 34 条第 1 項に「学長は、修業年限に規定する期間以上本学に在学し、所定の科目を履修してその単位を修得し、学部等規定で定める卒業の要件を満たした者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。」、同条第 2 項に「学長は、前項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与する。本学において授与する学位は次の

通りである。保健医療学部　診療放射線技術学科　学士（診療放射線学）」と定められている。さらに、61 号（学部規程）第 23 条に卒業要件単位数が定められており、カリキュラムポリシーに沿って学修した者に学位が授与されることになっている。【資料 1-3-14】【資料 1-3-15】

このように、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成するために、アドミッションポリシー及びカリキュラムポリシーに反映している。ディプロマポリシーについては、早急に制定する必要がある。

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

学部・学科の教育研究組織は、使命・目的及び教育目的を達成するために、教員の半数にあたる 9 人が診療放射線技師であるほか、医療分野における研究機関・メーカー出身者等で構成されているため、高度な専門知識や技術を教授研究でき、実践力に富む有為な医療職人材の育成が可能となっている。

（3）1－3 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の有効に実践するために現在必要なことは、「大学設置認可申請書」の計画のとおり履行していくことである。「大阪物療大学【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書（以下「設置計画履行状況報告書」という）」にて毎年報告し、内容は大学ホームページで広く公表しているとおりであるが、完成年度を迎えるまでは設置計画に基づいて継続的に努力を重ねて、その使命・目的に沿って実践し、結果として文部科学大臣から留意点のつかないことにより有効性を証明していくこととする。

また、使命・目的及び教育目的を反映したディプロマポリシーについて、現在検討中であるが、早急に制定する必要がある。【資料 1-3-16】【資料 1-3-17】【資料 1-3-18】

◆エビデンス集　資料編

【資料 1-3-1】　規程集（【資料 F-9】と同じ）
【資料 1-3-2】　規程 1 号（寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）
【資料 1-3-3】　規程 44 号（学則）（【資料 F-3】と同じ）
【資料 1-3-4】　大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」
http://www.butsuryo.ac.jp/message/idea.html
【資料 1-3-5】　FD 研修・SD 研修一覧
【資料 1-3-6】　FD 研修・SD 研修資料
【資料 1-3-7】　学生便覧・履修要項　2011　p3
学生便覧・履修要項　2012　p3（【資料 F-5】と同じ）
【資料 1-3-8】　学校案内 2011　表紙裏
大学案内 2012　p4
2013Campus Guide　p2（【資料 F-2】と同じ）
【資料 1-3-9】　オープンキャンパス開催一覧

【資料 1-3-10】　市民公開講座開催一覧
【資料 1-3-11】　大学ホームページ「学園情報」の「学園組織図」
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/organization.html
【資料 1-3-12】　平成 23 年度（2011 年度）学生募集要項　p4
平成 24 年度（2012 年度）学生募集要項　p4
平成 25 年度（2013 年度）学生募集要項　p4（【資料 F-4】と同じ）
【資料 1-3-13】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p22（【資料Ⅰ-3】と同じ）
【資料 1-3-14】　規程 44 号（学則）第 34 条（【資料 F-3】と同じ）
【資料 1-3-15】　規程 61 号（学部規程）第 23 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 1-3-16】　大学設置認可申請書（【資料Ⅰ-3】と同じ）
【資料 1-3-17】　設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在
設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在
【資料 1-3-18】　大学ホームページ「学園情報」
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info.html

［基準 1 の自己評価］

建学の精神、使命・目的及び教育目的は、具体的で簡潔な文章で明確に表現され、広く周知されている。教職員や本学学生はもちろんのこと、受験生やその保護者、社会からある程度の理解は得られていると考えている。今後、さらなる理解を得られるよう、本学の使命や目的を簡潔な文章で示す工夫をし、周知を行っていく。

使命・目的及び教育目的に大学の個性を反映している、また法令に適合した本学の使命・目的及び教育目的に沿って組織を運営していると考えている。大学組織が未完成であることから今後も引き続き、「大学設置認可申請書」に記載の設置計画を確実に履行していく。それと同時に、大学教育の質の向上に向けた、社会環境の変化に対応できる改善を検討し、適宜対応できる体制を整えていく。

本学の使命・目的及び教育目的を職員研修で周知し、本学園の役員・教職員で共有し取り組んで、理解と支持を得ている。また、大学行事等で学生に周知している。学外に対しては、大学のホームページや各種資料に明示することで周知している。理事会で本学の使命・目的及び教育目的を踏まえた上で協議し、次年度の事業計画や学園の方針を決定している。アドミッションポリシーやカリキュラムポリシーには本学の使命・目的及び教育目的を反映しているものの、ディプロマポリシーについては現在検討中である。早急に制定する必要があると考えている。

基準 2. 学修と教授

2－1　学生の受入れ

≪2－1 の視点≫

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

本学では「人間教育」の考え方を基本としており、「自律性を備え、総合的な判断力を有する人材」を育成する人材像としている。これは「学生募集要項」に明記している。また以下のような、入学者受入れ方針を「学生募集要項」に定めている。【資料 2-1-1】

第一に「保健医療技術分野への進学に関して確かな目的意識を持っている人」であり、明確な目的意識を有する学生を求めている。

第二は「目標へ向かって意欲的・継続的に自ら学ぶ姿勢を持ち続ける人」であり、医療技術者として継続的に自己研鑽しながら社会で活躍することを希望する学生を求めている。

第三は「信頼される医療人を志す者として責任ある行動をとりつつ、素直な人間関係を築ける人」であり、医療人に求められる資質を身につけた学生を求めている。

これらの受入れ方針は、受験生・保護者に対しては、「学生募集要項」や大学ホームページ等を通して周知に努めるとともに、オープンキャンパスや入試説明会を通じて周知している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】

高等学校の教員に対しては、就職・渉外部門の担当者が主に近畿地区の高等学校を訪問して情報提供を図るのみならず、本学の少人数担任制のメリットを生かして、各担任教員が担当する在学生の出身高校を訪問し、本学に入学した学生の修学状況に加えて、本学の情報提供をも行っている。【資料 2-1-5】

【自己評価】

入学者受入れの方針は以上のように明確に定められており、それらの周知についても適切に行われていると判断している。

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

本学では、入学者選抜区分として「推薦入試」「一般入試」「社会人入試」を導入しているが、入学者受入れ方針を踏まえた学生の受入れに繋げるために、入学試験では全ての選抜区分に筆記試験を課すとともに、全員に面接試験を課すことで受入れる学生像を確認し、総合的に選抜を行い入学者の受入れを行っている。

【自己評価】

入学者選抜試験において全員に筆記試験及び面接試験を課すことにより、入学者受入れ方針に沿って公正且つ適切に学生が受入れられていると判断している。

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

過去 3 年間における入学定員に対する入学者の比率は【表 2-1-1】のように推移している。

【表 2-1-1】　各入試実施年度における入学定員に対する入学者の比率

入試実施年度	入学定員に対する入学者の比率
平成 23 年度入試（平成 22 年度実施）	1.05 倍
平成 24 年度入試（平成 23 年度実施）	1.06 倍
平成 25 年度入試（平成 24 年度実施）	1.28 倍

【自己評価】

平成 25 年度入試については、やや高めの数値となってはいるが、平成 25 年度の大学全体としての定員に対する在学生数の比率は 1.09 倍となっており、適切な学生受入れ数を維持できていると判断している。

（3）2－1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者受入れ方針に沿った試験方法が実施されているが、特に一般入試の選択科目については、より多くの受験生に対して門戸を広げる必要があるとの観点から、平成 25（2013）年度入学試験において受験科目の変更を行っている。【資料 2-1-6】

開学して間もないことから、新聞広告、駅看板およびポスター掲示等の広告活動を強化し、またこれまで以上に高校訪問を通じて大学の認知度を向上させるとともに、本学の学生受入れ方針の周知を図り、さらなる志願者数の増加に繋げていく。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-1-1】　平成 23 年度（2011 年度）学生募集要項　p4～
平成 24 年度（2012 年度）学生募集要項　p4～
平成 25 年度（2013 年度）学生募集要項　p4～（【資料 F-4】と同じ）

【資料 2-1-2】　大学ホームページ　学園情報
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/adm_policy.html

【資料 2-1-3】　オープンキャンパス開催一覧（【資料 1-3-9】と同じ）

【資料 2-1-4】　入試説明会開催一覧

【資料 2-1-5】　周知手段と件数一覧

【資料 2-1-6】　受験科目の変遷

2－2　教育課程及び教授方法

≪2－2 の視点≫

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

（1）2－2 の自己判定

基準項目 2－2 を満たしていない。

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

保健医療学部診療放射線技術学科の教育課程は、大学設置基準における教育課程の編成方針を踏まえたうえで、「診療放射線技師に求められる幅広い視野と豊かな人間性の涵養に加えて、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得したうえで、それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるとともに、診療放射線技師としての継続教育を見据えて、生涯成長し続けるために必要な基盤となる基本的な資質能力を有した人材を育成する」という学部教育における人材養成の目的から、教育課程を「基礎教育課程」と「専門教育課程」に区分し、体系的な学習が可能となるように編成している。また、本学の教育目的及び 4 年制大学として学士の学位を付与することに照らし、本学の「育成する人材像」を具体化するために学生が履修すべき科目については、必修科目として配置している。【図 2-2-1】【資料 2-2-1】

「基礎教育課程」は、「本学における人材養成の目的を達成するための具体的な資質と能力を踏まえたうえで、人類の文化や社会、自然に関する知識の理解と知的活動でも職業生活や社会性でも必要となる汎用的な技能を習得し、生命尊重を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観を備え､的確な意思疎通により対人関係を形成できる能力を養うことを目的」として、「基礎ゼミナール」「自然科学の基礎」「論理的思考の基盤」「人間社会の基本」「コミュニケーションスキル」の 5 つの科目群を設けている。【資料 2-2-1】

また、保健医療学部診療放射線技術学科では、放射線医学に関する基礎、基本を体系的に履修することが可能となる教育課程の編成が必要であることから、「専門教育課程」を「専門基礎科目」と「専門科目」に大別している。

「専門基礎科目」は「診療放射線技師に求められる医学的知識及び理工学的知識をバランスよく持ち合わせ、専門科目に展開する基盤を形成する目的から、「基礎医学系」「臨床医学系」「医用理工学系」「放射線科学系」の 4 つの科目群に」編成、「専門分野の理解を助けるための教育内容として展開」している。【資料 2-2-1】

診療放射線技師には「医用画像情報及び放射線安全管理に関する知識と技術が不可欠となる」ことから、「専門科目」は大きく「診療画像技術」「核医学検査技術」「放射線治療技術」「医用画像情報」「放射線安全管理」の 5 領域に括り、「診療放射線技術に関する基礎的な知識と基本的な技能を系統的に」修得できるよう編成している。またさらに、「総合的な判断力や実践的な応用能力、課題探求能力、研究能力など診療放射線技術を発展させるための能力」の育成を目的として、「臨床実習」「発展と統合」の 2 科目群を配置している。【資料 2-2-1】

【図 2-2-1】　保健医療学部診療放射線技術学科の教育課程区分【資料 2-2-2】

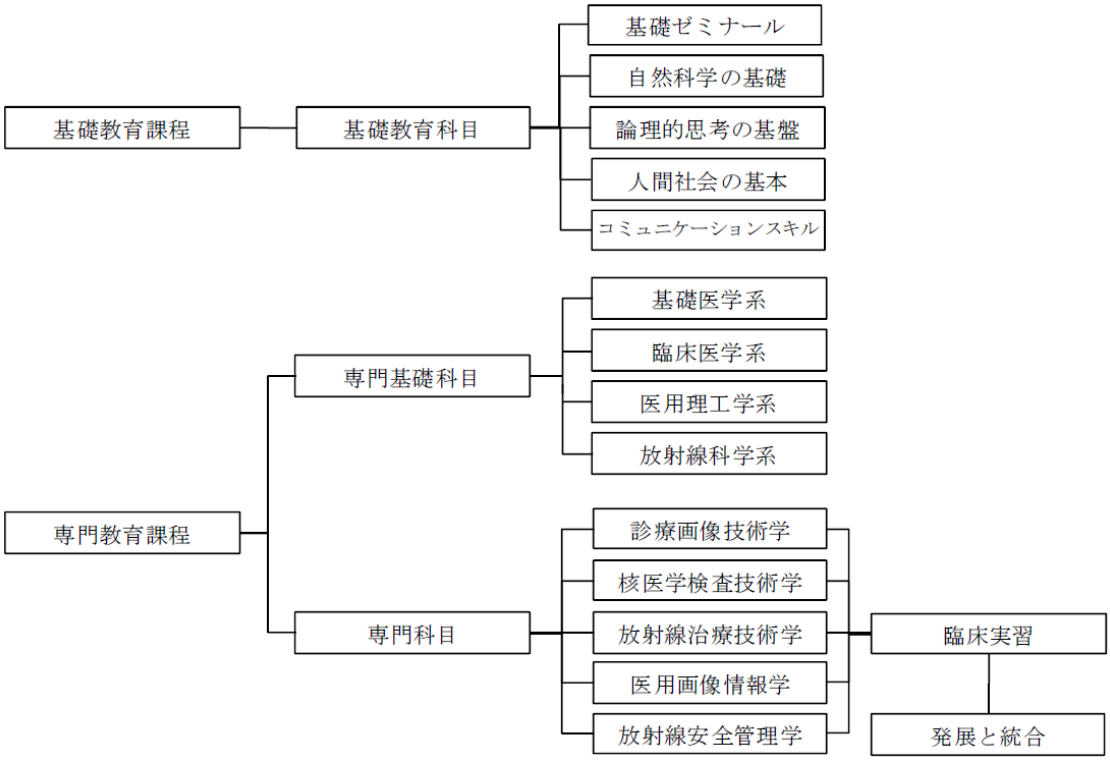

【自己評価】

本学の教育目的を踏まえた教育課程編成方針は「大学設置認可申請書　趣旨書類」にて明確化されており、また「学生便覧・履修要項」にも明記されていることから、評価基準を満たしている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-3】

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

各々の領域ごとの授業科目数及び単位数に応じて、専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教授及び准教授、講師、助教を適切に配置することとしている。さらに職業人養成機能を果たすことから、理論と実践の融合に向けて、技術学系の授業科目については、当該科目の特質を踏まえて、診療放射線技術に関する豊富な実務経験を有する教員を配置するとともに、学部としての一定の研究機能を果たすことから、博士号等の学位や十分な研究業績を有する教員をバランスよく配置することとしている。なお、各科目における授業内容やその方法の工夫については、「講義計画書（シラバス）（以下「シラバス」という）」に明記されている。「シラバス」には、各講義の授業内容だけではなく、学習効果を高めるための事前学習及び事後学習の内容についても記載されており、また実習科目においても実習の事前・事後に課題を課す等、単位制の趣旨を保つための工夫がなされている。1 年間の登録単位数についても、「規程」61 号（大阪物療大学保健医療学部規程（以降「学部規程」という））第 15 条に「年間 47 単位」と規定しており、適切に履修できるよう配慮している。【図 2-2-2】【資料 2-2-1】【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

【図 2-2-2】　教育課程の概念図【資料 2-2-6】

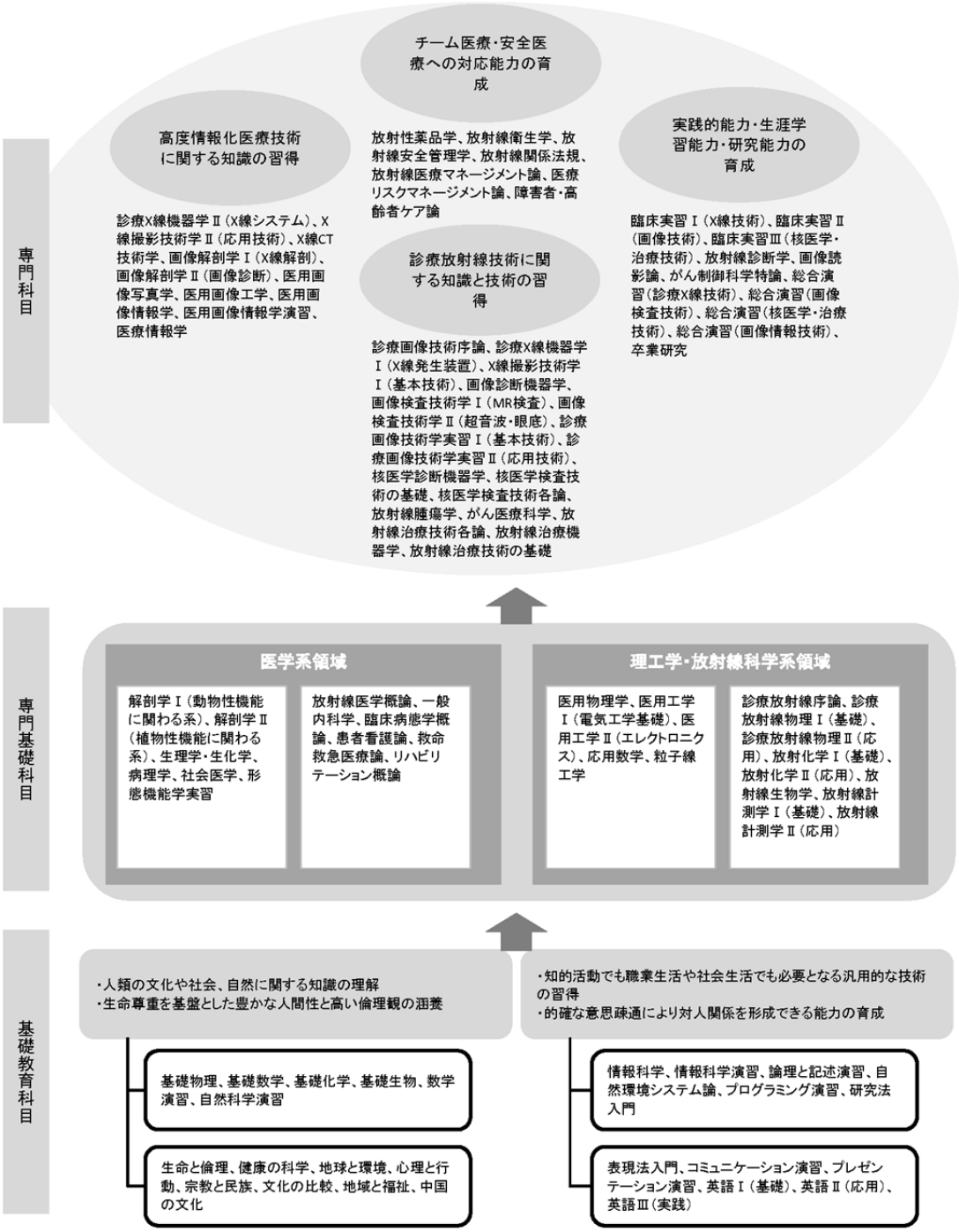

また、FD(Faculty Development)委員会において、学生に授業改善についてのアンケート等を実施し教員へフィードバックすることで更なる授業改善に努めるようにしている。また有効な授業方法等の研修を FD 委員会主催で行い、教員の教育研究活動を活性化させるための取組みを行っている。具体的にはグループディスカッション形式の授業の工夫や、双方向型授業の開発を検討している。【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】

【自己評価】

開学２年目で開講時期が来ていない授業もあるが、教育課程の編成方針に即した授業科目を配置し、これに沿って教員を配置している。また FD 委員会主導による授業アンケート等、授業方法の工夫に関する組織体制を整備し、運用しているが、開発に関しては検討の段階であり、評価基準を満たしているとはいえない。【資料 2-2-10】

（3）２－２の改善・向上方策（将来計画）

完成年度に向かい、「大学設置認可申請書」で計画した通り教育課程の編成方針に即した授業の科目を開講していく。その上で、現在開発を検討している双方向型授業や、試行中のグループディスカッション形式の授業等を行うことで一定の学習成果が上がった場合、他の授業にも適応する等、全体的な教育効果を高められるよう、改善を行っていく。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-2-1】　大阪物療大学設置認可申請書（以下「大学設置認可申請書」という）
趣旨等を記載した書類（以下「趣旨書類」という）　p22～
（【資料Ⅰ-3】と同じ）

【資料 2-2-2】　大学設置認可申請書　趣旨書類　資料 21（【資料Ⅰ-3】と同じ）

【資料 2-2-3】　学生便覧・履修要項　2011　p19～
学生便覧・履修要項　2012　p19～（【資料 F-5】と同じ）

【資料 2-2-4】　シラバス　2011
シラバス　2012

【資料 2-2-5】　規程 61 号（学部規程）第 15 条（【資料 F-9】と同じ）

【資料 2-2-6】　大学設置認可申請書　趣旨書類　資料 22（【資料Ⅰ-3】と同じ）

【資料 2-2-7】　授業アンケート

【資料 2-2-8】　授業アンケート集計結果

【資料 2-2-9】　教員対応策

【資料 2-2-10】　大学設置認可申請書　教員名簿（【資料Ⅰ-3】と同じ）

２－３　学修及び授業の支援

≪２－３の視点≫

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

（1）２－３の自己判定

基準項目２－３を満たしている。

（2）２－３の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

「規程」55 号（大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程（以下「教務委員会規程」という））第４条及び第８条に規定しているように、専任教員と学生支援部門の職員が教務委員会に出席しており、学生や学修に関する情報を共有している。オリエンテーションや

ガイダンス、ホームルームでも、教員と職員が連携して説明を行っている。また、少人数担任制、オフィスアワー、補習等効果的な学修支援を行っている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

少人数担任制により、個々の学生の修学状況及び学生生活を把握することできめ細やかな学修支援を行っている。教員は、オフィスアワーを週当たり 1 回設定し、授業の最初に受講生に通知するとともに、掲示することで、学生の自主的な学習を促すための学修支援を行っている。新入生に対しては、入学前教育及び入学後の補習（数学・物理・化学・生物）を行うことで、理数教育支援を行っている。また、2 年次以降においても、「0 時限」（授業開始前）、「5 時限」（授業終了後）及び空き時間に補習を行うことで、復習が必要と思われる学生のための学修支援を行っている。【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】

以上のように、本学では大学全体として学生支援を行うこととし、学修に関することだけでなく、学生生活すべてに関する相談を受け付けている。

【自己評価】

TA（Teaching Assistant）の採用による実験科目や演習科目等の学習支援及び授業支援は行われていないものの、教員と職員の協働による、少人数担任制、オフィスアワー、及び補習等が行われており、学生が活用できる効果的な学修支援体制は整っている。

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

教員のオフィスアワーについては、実態調査等を通じて確認し、学修支援の充実に結びつける。

また、演習科目や実験科目等の学習効果を高めるために、TA や SA（Student Assistant）を早期導入することで、学修支援及び授業支援を充実させる。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-3-1】　規程 55 号（教務委員会規程）第 4 条・第 8 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-3-2】　学生便覧・履修要項　2011
　　学生便覧・履修要項　2012（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-3-3】　学生指導記録簿
【資料 2-3-4】　オフィスアワー一覧
【資料 2-3-5】　オフィスアワー記録簿
【資料 2-3-6】　入学手続き関連資料
【資料 2-3-7】　平成 24 年度（2012 年度）学生募集要項　p14
　　平成 25 年度（2013 年度）学生募集要項　p14（【資料 F-4】と同じ）
【資料 2-3-8】　大阪物療大学【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書
　　（以下「設置計画履行状況報告書」という）
　　平成 23 年 5 月 1 日現在　p15（【資料 1-3-17】と同じ）
【資料 2-3-9】　時間割

2－4　単位認定、卒業・修了認定等

≪2－4 の視点≫

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

（1）2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしていない。

（2）2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

1）単位認定

単位認定は、「規程」61 号（学部規程）第 16 条～第 18 条、及び 62 号（大阪物療大学保健医療学部履修規程（以降「履修規程」という））第 9 条、さらに「シラバス」に記載された科目ごとの「（成績）評価基準」に則って担当教員によって成績が評価され、教務委員会で全科目の単位認定について審議し、次いで教授会の承認を得て認定される。このように単位認定は厳正に運用されている。また、単位認定を含む成績評価を行なうに際して、各科目の担当教員が、学生の能力を厳正に緻密に評価することで、公平性を厳密に保っている。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】

2）GPA（Grade Point Average）の活用

本学では、個々の学生にとっての学修効果を高める為に能力別クラス分割を行い、各担任がホームルーム等で指導を行っている。このクラス分割の際に、単位取得状況等を考慮するほか、学期ごとに算出した GPA を活用している。【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】

3）進級判定

「規程」62 号（履修規程）第 19 条第 2 項に「3 年次への進級要件は次の各号のすべてに該当すること。（1）1 年次から 2 年次までに配当されている必修科目のうち、単位未修得科目（実験、実習科目を除く）が 2 科目以内であること。（2）1 年次から 2 年次までに配当されている実験・実習科目の単位をすべて修得していること。」、第 3 項に「4 年次への進級要件は次の各号のすべてに該当すること。（1）1 年次から 3 年次までに配当された必修科目の単位をすべて修得していること。（2）専門基礎分野の選択科目を 12 単位以上修得していること。（3）専門分野の選択科目を 10 単位以上修得していること。」と定めており、これに則って厳正に判定している。【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】

4）授業と単位

各科目の単位数は規程 62 号（履修規程）第 2 条及び別表第 1 にて規定され、「シラバス」や「学生便覧・履修要項」に記載されている。具体的には、「基礎教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」に大別されて、配当年次、必修・選択の別、単位数、卒業要件が記載されている。【資料 2-4-11】【資料 2-4-3】【資料 2-4-12】

これらの内容と履修上の注意点は、年度始めのオリエンテーションだけではなく、後期

開始時や随時ホームルームでもガイダンスを実施して、学生への周知徹底を図っている。
さらに、少人数担任制の下で、担任が学生個々に指導して履修届を提出させ、その後のフォローも含めきめ細かい履修指導を実施している。

5）学年と学期
「規程」44 号（大阪物療大学学則（以下「学則」という））に「（学年）第 8 条　学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。（学期）第 9 条　学年を次の 2 期に分ける。前期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで　後期　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」と定めており、これに従って実施されている。【資料 2-4-13】【資料 2-4-14】

6）卒業要件と単位数、及び、卒業認定の基準等
卒業要件として必要な単位数については、「規程」61 号（学部規程）第 23 条に規定している。「学生便覧・履修要項」に記載しているほか、その内訳や詳細について、年度始めのオリエンテーションだけではなく、後期開始時にもガイダンスを実施し、学生への周知を図っている。【資料 2-4-15】【資料 2-4-16】
卒業認定の基準については、「規程」44 号（学則）第 34 条に「学長は、修業年限に規定する期間以上本学に在学し、所定の科目を履修してその単位を修得し、学部等規定で定める卒業の要件を満たした者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。」と定められている。同条第 2 項には、「学長は、前項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与する。本学において授与する学位は次の通りである。保健医療学部　診療放射線技術学科　学士（診療放射線学）」と定められている。これらの内容は、オリエンテーションやガイダンスで都度学生へ周知されており、「学生便覧・履修要項」にも同条文と概要が記載されている。【資料 2-4-17】【資料 2-4-18】
修業年限については、「規程」44 号（学則）第 6 条に、「学部の修業年限は、4 年とする」と定められ、また在学年限については同第 7 条に、「学部の在学期間は、修業年限の 2 倍を超えることができない。」、及び第 2 項に「学生が前項に規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。」と規定している。【資料 2-4-19】
学位授与方針については、「規程」53 号（大阪物療大学学位規則（以下「学位規則」という））第 3 条に「学位は、学長が、学則第 34 条第 1 項に規定する卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。」と定められている。【資料 2-4-20】
学位審査手続き等については、現在審議検討中で、早期に制定すべく尽力している。

7）ディプロマポリシーの確立と制定
ディプロマポリシーについては、一部審議検討中であり、早急に確立する予定である。

【自己評価】
各規程や計画書、各種指針・基準によって、単位認定、GPA 活用、進級、卒業認定の基準を明確に規定されており、また厳正に適用されている。

（3）2－4 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定は、平成 25、26 年度に初めて実施する授業科目について、早急に具体策を講じる予定であり、中でも、卒業研究には注力して単位認定基準を制定する予定である。また、単位認定についていかに公平性を厳密化するかに関する工夫や評価システムの構築、科目間の統一指針については、今後の検討課題の候補としたい。

「規程」62 号（履修規程）第 19 条等に則った上で、今後、2 年次から 3 年次、及び 3 年次から 4 年次への進級判定や、学生個人の学力推移、及び学年間の学力相互比較等を GPA を活用して推進していく予定である。【資料 2-4-9】

学位審査手続き及びディプロマポリシーは、「規程」に則った上で、厳正な内容とすべく、審議検討されていて、早期に制定する予定である。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-4-1】　規程 61 号（学部規程）第 16 条～第 18 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-4-2】　規程 62 号（履修規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-4-3】　シラバス 2011
シラバス 2012（【資料 2-2-4】と同じ）
【資料 2-4-4】　規程 55 号（教務委員会規程）第 3 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-4-5】　規程 49 号（大阪物療大学教授会規程）（以下「教授会規程」という）
第 10 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-4-6】　規程 62 号（履修規程）第 14 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-4-7】　学生便覧・履修要項　2011　p27
学生便覧・履修要項　2012　p27（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-4-8】　GPA 一覧
【資料 2-4-9】　規程 62 号（履修規程）第 19 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-4-10】　進級状況一覧
【資料 2-4-11】　規程 62 号（履修規程）第 2 条・別表第 1（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-4-12】　学生便覧・履修要項　2011　p28～
学生便覧・履修要項　2012　p28～（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-4-13】　規程 44 号（学則）第 8 条・第 9 条（【資料 F-3】と同じ）
【資料 2-4-14】　平成 23 年度　学事計画表
平成 24 年度　学事計画表
【資料 2-4-15】　規程 61 号（学部規程）第 23 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-4-16】　学生便覧・履修要項　2011　p19
学生便覧・履修要項　2012　p19（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-4-17】　規程 44 号（学則）第 34 条（【資料 F-3】と同じ）
【資料 2-4-18】　学生便覧・履修要項　2011　p46～
学生便覧・履修要項　2012　p46～（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-4-19】　規程 44 号（学則）第 6 条・第 7 条（【資料 F-3】と同じ）
【資料 2-4-20】　規程 53 号（学位規則）第 3 条（【資料 F-9】と同じ）

2－5　キャリアガイダンス

≪2－5 の視点≫

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

（1）2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしていない。

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

教育課程内においては、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得した上で､それを現場で活用することができる実践的な能力を備えるための教育を行っている。「基礎教育課程」においては、「基礎ゼミナール」をはじめとする社会的・職業的自立に必要な知識や能力の育成を行う授業を展開するとともに、「専門教育課程」においては診療放射線技師の資格を持つ教員が中心となり、教育を行っている。授業内容の検討及び実施、授業方法の検討及び実施、授業の内容や方法の評価については、各委員会や各ワーキンググループ、学生支援部門が実施する体制を整えている。【図 2-5-1】【資料 2-5-1】

【図 2-5-1】　教育課程内外の取組みにおける組織体制

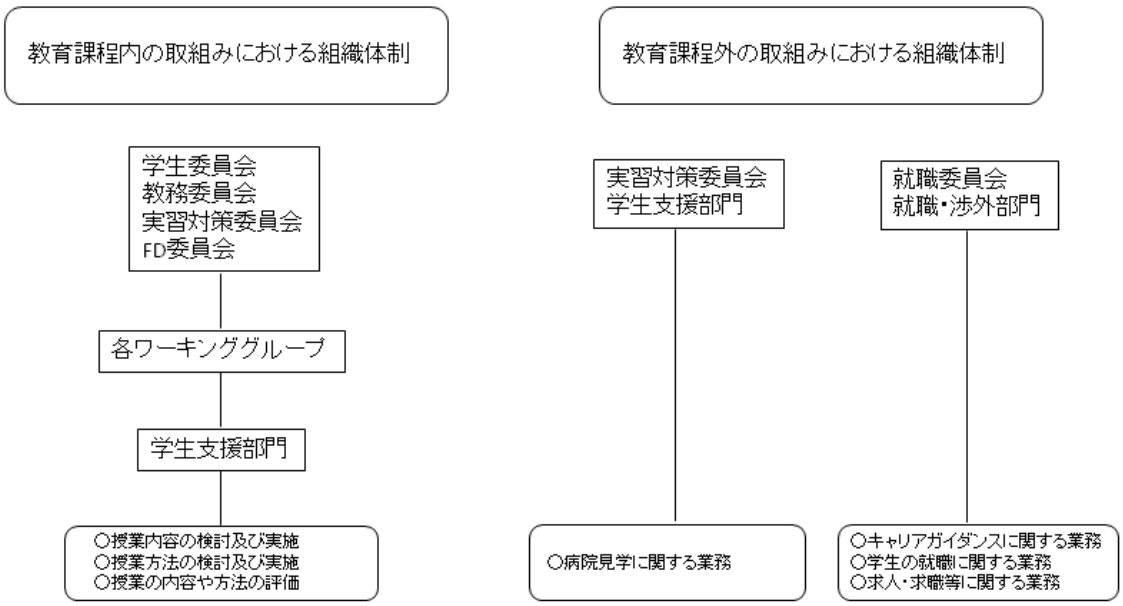

教育課程外においては、病院見学【表 2-5-1】やキャリアガイダンス【表 2-5-2】を行い、医療人としての意識形成及び社会人としての人間形成をサポートしている。病院見学については実習対策委員会や学生支援部門が、またキャリアガイダンスについては就職委員会及び学生委員会が企画・立案し、就職・渉外部門就職グループ及び学生支援部門が実施している。【図 2-5-1】特に、キャリアガイダンスについては、講演後に参加学生にアンケートを実施し、学生生活と職業や社会的責任について考察させる工夫を行っている。【図 2-5-2】また、ボランティア活動についても、医療人キャリア形成に重要であり、そのためのサポート体制を整えている。【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】

【表 2-5-1】　病院見学参加状況

実施時期	参加人数	見学病院数
平成 23 年 8～9 月	43 人	33 施設
平成 24 年 8～9 月	5 人	5 施設

【表 2-5-2】　キャリアガイダンス実施状況

日時	テーマ・内容	参加人数
平成 23 年 5 月 6 日	喫煙の弊害と喫煙防止に向けて	65 人
平成 23 年 7 月 13 日	一般マナー研修	47 人

【図 2-5-2】　キャリアガイダンスアンケート結果

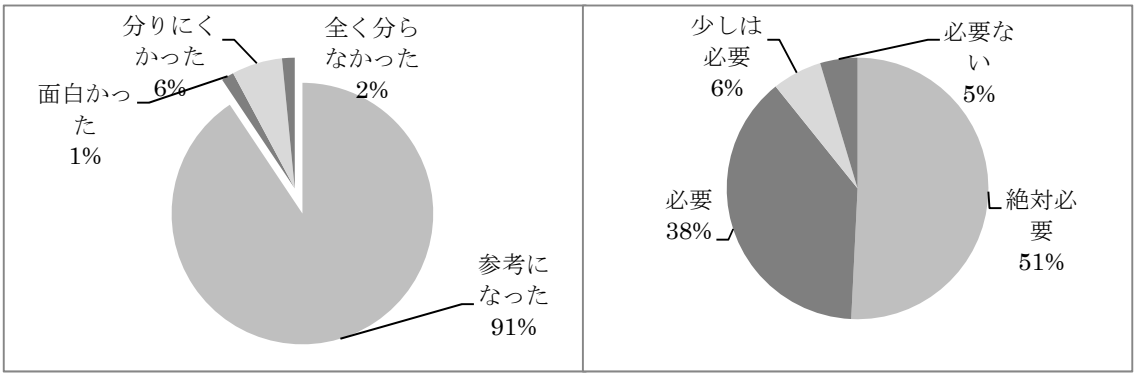

「喫煙と健康のお話はいかがでしたか？」　　「喫煙防止活動についてどう思っていますか？」

教育課程外の社会的・職業的自立に関する指導のための重要な体制の一つである、就職活動のサポート体制については、現在整備中である。平成 25 年度には第 1 期生が 3 年次を迎えることから、就職活動に必要な情報収集と提供に関する体制整備を進めているところである。【図 2-5-3】【表 2-5-3】

【図 2-5-3】　就職活動のサポート体制

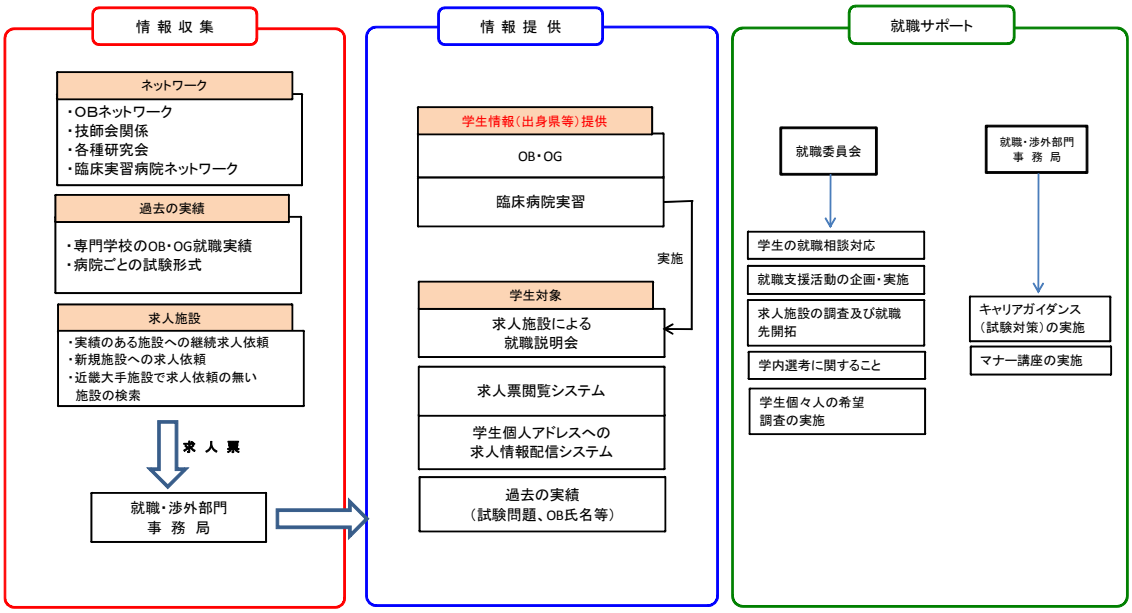

【表 2-5-3】　就職活動のサポート体制の整備計画

設置予定時期	設置内容	具体的内容
平成 25 年 11 月	支援組織体制及び相談窓口	・キャリアカウンター
平成 25 年 11 月	求人情報提供システムの整備	・求人票閲覧システム ・求人情報のメール配信システム

【自己評価】

教育課程内外での社会的・職業的自立に関する指導のための体制は、教育課程内、及び教育課程外の病院見学やキャリアガイダンス等については既に整い、実施されている。しかしながら、就職活動のサポート体制については、現在整備中である。

（3）2－5 の改善・向上方策（将来計画）

1 期生が 3 年次をむかえる平成 25 年度中に、情報収集、情報提供、就職サポート等の体制を整備する。求人情報提供システムの整備や就職ハンドブックの作成を行うほか、就職活動に直結するような内容についての、より実践的なキャリアガイダンスを計画している。【表 2-5-4】

【表 2-5-4】　キャリアガイダンス開講予定

開催予定	内容
平成 25 年 7 月	一般的マナー講座
平成 25 年 10 月	放射線技師業界理解講座
平成 25 年 12 月	エントリーシート・履歴書記入対策講座
平成 26 年 1 月	面接試験対策講座
平成 26 年 1 月	SPI／一般常識試験対策講座
平成 26 年 2 月	小論文試験対策講座

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-5-1】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p69～（【資料Ⅰ-3】と同じ）

【資料 2-5-2】　大阪物療大学ボランティア活動手順書

【資料 2-5-3】　ボランティア活動の届出

【資料 2-5-4】　ボランティア活動依頼申請書

【資料 2-5-5】　ボランティア活動記録書

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2－6 の視点≫

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

（1）2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしていない。

（2）2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

本学の教育目的は「保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献すること」である。この教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発について、学修状況、人間性育成状況、地域社会への貢献状況の各点について点検・評価を行う。【資料 2-6-1】

1）学修状況

本学の教育目的を達成すべく日々の授業等を行っているわけであるが、この各教科の授業目的については「シラバス」に記載し、学生に周知している。教員間では、この「シラバス」の作成から授業の進行状況、学生の達成状況にいたるまで、日頃から情報交換が行われている。【資料 2-6-2】

学生による授業アンケートを前期と後期に実施しており、対象は兼任講師も含まれ全科目が対象となっている。アンケート項目の中に「シラバス」の進行状況についての設問があり、その結果を教員にフィードバックし学生への学習指導の内容、方法等の改善に努めている。【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】

また、GPA(Grade Point Average)制度を導入して学期ごとに GPA を算出し、学生の学習意欲の向上を促すとともに成績不振の学生をいち早く発見し、担任教員らによる面接と適切な指導が行われている。【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】

在学中に取得できる資格として、放射線取扱主任者試験（第 1 種・第 2 種）がある。本資格試験の合格率は 30%と低く、合格するには広範囲な専門知識が必要で、取得が困難な国家資格の一つと言われている。平成 24 年度の「放射線取扱主任者試験（第 1 種）」に 2 人の 2 年次生が合格した。

2）人間性育成状況

本学の理念・建学の精神である「之科學為報國修」に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」を教育理念としている。新入生が交流と親睦を深め早く学生生活に馴染み、コミュニケーションの確立と自立心を養うことを目的として、入学直後のオリエンテーションに続いて「新入生 1 泊研修」を行っている。医療人である診療放射線技師を目指す学生として必要な他者との協調・協働力等については、グループワークを取り入れた授業や、年 2 回の「スポーツフェスティバル」、また近隣の同じく診療放射線技師を目指す学生が集う「近畿地区診療放射線技師教育施設学生体育大会」等を通じて、学内外の学生と交流する機会を設け、豊かな人間性を育んでいる。【資料 2-6-1】【資料 2-6-8】【資料 2-6-9】【資料 2-6-2】【資料 2-6-10】【資料 2-6-11】【資料 2-6-12】

また、医療職を目指す学生の仕事に対する意識は高く、1、2 年次生が、夏季・冬季休暇期間を利用して自ら積極的に病院見学を行っており、診療放射線技師の臨床現場を直接見ることで実践力を身に付けている。【資料 2-6-13】

3）地域社会への貢献状況

本学は診療放射線技師養成大学であることから、地域社会における医療の発展並びに人々の健康の維持・推進に貢献するために、「市民公開講座」を平成 23 年度と平成 24 年度とで 4 回開催した。【資料 2-6-14】

また、放射線を取扱う専門家として、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって発生した福島第一原子力発電所事故の放射能による環境への影響は大きく、人体への影響も心配されている中、中学校への「出張授業」を行った。【資料 2-6-15】

【自己評価】

学修状況、人間性育成状況、地域社会への貢献状況等についての具体的な達成状況の点検については、年度毎の反省に基づいて、工夫しながら行っている。しかし、評価方法については、開学 2 年目を終えたところであることから十分に評価できるデータが少なく、今後その仕組みを構築することが必要である。

その中で、合格するには広範囲な専門知識が必要で、取得が困難な国家資格の一つと言われている「放射線取扱主任者試験（第 1 種）」に、2 人の 2 年次生が合格したこと、夏季・冬季休暇期間を利用して自ら積極的に病院見学を行っていることは評価できる。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

開講される全ての科目に対して、授業アンケートを実施している。教員はアンケート結果を踏まえて授業の点検や改善を行う報告書を作成し、FD 委員会に提出することが義務付けられている。この授業改善策は学生を筆頭とした学内外へ開示され、評価が著しく低い場合は FD 委員会より指導が行われる。また、FD 研修会では、授業アンケート結果や授業改善策から、授業全体を点検・評価した結果に基づき授業改善のための重点項目を抽出し､授業改善等の具体的な内容についてパネルディスカッションを行い次年度以降の｢シラバス」や授業に反映している。【表 2-6-1】【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】【資料 2-6-16】【資料 2-6-17】【資料 2-6-2】

【表 2-6-1】 授業アンケート実施一覧

実施時期		科目数	回収率
平成 23 年度（1 学年）	前期	13 科目	86%
	後期	14 科目	81%
平成 24 年度（2 学年）	前期	28 科目	89%
	後期	29 科目	79%

以上のように、FD 委員会が中心となり、授業アンケートの実施、授業アンケートに対する担当教員の授業改善案の作成､授業アンケート報告書として学生へ掲示･発表を行い、授業改善に結び付けている。

【自己評価】

授業アンケートと授業改善策を中心とする FD 委員会における点検・評価の流れは、教育改善サイクルの仕組みとして、適切に機能していると判断している。

◆エビデンス集 資料編

【資料 2-6-1】 規程 44 号（学則）第 1 条（【資料 F-3】と同じ）
【資料 2-6-2】 シラバス 2011
シラバス 2012（【資料 2-2-4】と同じ）
【資料 2-6-3】 授業アンケート（【資料 2-2-7】と同じ）
【資料 2-6-4】 授業アンケート集計結果（【資料 2-2-8】と同じ）
【資料 2-6-5】 教員対応策（【資料 2-2-9】と同じ）
【資料 2-6-6】 規程 62 号（履修規程）第 14 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-6-7】 学生便覧・履修要項 2011 p27

学生便覧・履修要項　2012　p27（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-6-8】　オリエンテーション資料
【資料 2-6-9】　新入生 1 泊研修資料
【資料 2-6-10】　学生便覧・履修要項　2011　p28～
学生便覧・履修要項　2012　P28～（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-6-11】　スポーツフェスティバル資料
【資料 2-6-12】　近畿地区診療放射線技師教育施設学生体育大会資料
【資料 2-6-13】　病院見学参加者リスト
【資料 2-6-14】　市民公開講座開催一覧（【資料 1-3-10】と同じ）
【資料 2-6-15】　中学校出張授業一覧
【資料 2-6-16】　FD 研修会一覧（【資料 1-3-5】と同じ）
【資料 2-6-17】　FD 研修会資料（【資料 1-3-6】と同じ）

（3）2－6 の改善・向上方策（将来計画）

FD 委員会を中心とする教育目的の達成状況の点検・評価・フィードバックの流れは、教育改善サイクルの仕組みとして適切に機能しているが、授業アンケートの自由記述部分については、教員個々に対する学生の主観的意見も多いため、分析方法の検討が必要である。

2－7　学生サービス

≪2－7 の視点≫

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

（1）2－7 の自己判定

基準項目 2－7 を満たしていない。

（2）2－7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-①　学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

1）学生指導、厚生補導

1．学生サービス体制

学生生活全般に関わる学生サービスは、事務部門の学生支援部門学事グループ、事業運営部門施設･管財グループ及び学術情報部門情報グループによって連携して行われている。学事グループは、学生の課外活動や学生自治組織である「療友会」の全面的なサポート、奨学金業務、保険業務、各種証明書発行業務、相談業務等を行っている。また、施設･管財グループは、学生駐輪場の管理、自主的学習環境の管理及び健康管理等を行っている。さらに情報グループは、学内無線 LAN 使用におけるインターネット環境の管理等を行っている。【資料 2-7-1】

学生を支援する教職員の組織である学生委員会は、学部から選出された教員 6 人、学生支援部門長（代理）及び庶務担当職員の計 8 人によって構成され、月 1 回の定期会議を開催し、学生全般に関わる案件について情報の共有及び討議・審議が行われており、厚生補導に関しても適切な対応が行われている。【図 2-7-1】【資料 2-7-2】

【図 2-7-1】　学生生活の安定のための支援体制

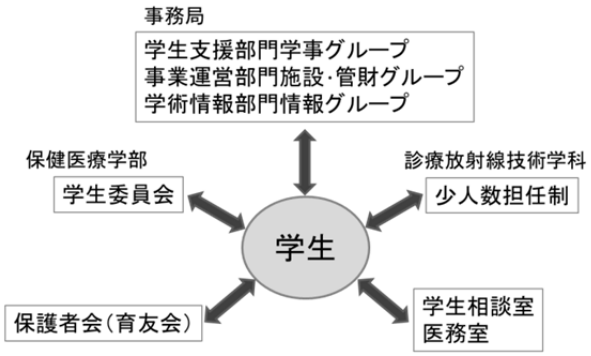

2. 少人数担任制の導入

本学では学生と教員の関係を密にして学生個々にあった指導を行う目的で、少人数担任制が導入されている。1 年次には大学生活への導入をスムーズにし、且つ不安等を少なくするために、入学当初の前期では学生 7～8 人に対しての割合で専任教員 1 人が配置されている。また、1 年次後期、2 年次は、4～9 クラス編成とし、それぞれに専任教員 1 人が配置され、医療系大学である特殊性を考慮して、生活全般について管理･指導が行われている。さらに週 1 回のホームルーム及び学期内に 1～2 回の個人面談を実施する等、学生全体及び個々に適切な指導が行われている。【資料 2-7-3】【資料 2-7-4】【資料 2-7-5】

3. 保護者懇談会の実施による三者連携の強化

大学と家庭との連絡を密にし、教育事業を援助することを目的に設立された保護者会「育友会」と連携をとり学生指導を行うため、年 1 回開催される定期総会の際、クラス担任による保護者懇談会が実施されている。【資料 2-7-6】【資料 2-7-7】

2）学生支援体制

1. 奨学金給付・貸与状況

学生の経済的支援として日本学生支援機構の奨学金に対する申請支援、地方自治体や民間企業等育英団体奨学金の募集に対する申請支援が行われている。日本学生支援機構奨学金の貸与を受ける学生数は、平成 23 年度は 34 人、平成 24 年度は 83 人であった。【資料 2-7-8】【資料 2-7-9】【資料 2-7-10】

また、本学独自の奨学金制度として、「大阪物療大学特待奨学金制度」（給付型･返還不要）を設けて授業料等の年額の半額相当の給付が実施されている。この制度に従って奨学金給付を受けた学生数は平成23年度は2人、平成24年度は4人であった。

【資料 2-7-11】【資料 2-7-12】

2. 学生表彰制度

学生支援の一環として、学業における学会等及び課外活動における各種スポーツ等にて本学の名誉を高めた個人または団体に対して「大阪物療大学学長賞」の授与が行われている。平成 23 年度は特待奨学生に選出された 2 人に対して授与が行われた。また、平成 24 年度の「放射線取扱主任者試験」（第 1 種）に合格した 2 人が「学術奨励賞」に選出され、平成 25 年度の入学式において同賞の授与が行われる予定である。【資料 2-7-13】

3. 保険制度

本学では、正課中やクラブ活動等の課外活動中、及び通学中の不慮の事故により学生が傷害を被った場合や、他人にけがをさせたり他人の財物を損壊させたりしたことにより被る法律上の損害賠償を保証するために、財団法人日本国際教育支援機構が実施する「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」への加入を義務付けている。平成 23 年度、平成 24 年度とも加入率は 100％であった。【資料 2-7-14】【資料 2-7-15】【資料 2-7-16】

4. 健康管理

学生の健康状態の把握と必要に応じた治療指導、及び実習･就職活動等に必要な健康診断証明書の発行を目的に、年 1 回の定期健康診断を実施している。【資料 2-7-17】【資料 2-7-18】

5. 学生駐輪場の管理

本学は公共交通機関の利便性及び交通事故等の危険性を考慮した上で、特別な事情がない限り自動車･オートバイでの通学は認めていない。しかし、校舎から 1.0km 以上の距離からの通学については申請により自転車の利用を認めており、隣接する 2 号館 1 階を駐輪スペースとしている。平成 24 年度の自転車通学申請学生は 17 人であったため、現在 27 台分の区画を示し、学生が自転車を整列して駐輪できるようにしている。今後、学生が増え、学生数の増加に伴い自転車通学申請学生が増えることが予想されるが、まだ使用していない空きスペースに駐輪用の区画を示すことで、最大 50 台程度の自転車は収容可能なため、完成年度を迎えたとしても、支障は無いと考えている。【資料 2-7-19】

3）課外活動支援

1. 学生自治組織、クラブ・サークル活動への支援

「療友会」（学生自治組織）が主催する「春期、秋期スポーツフェスティバル」や「物療祭」（学園祭）の実施運営に関する支援として、学生支援部門学事グループ、学生委員会及び診療放射線技術学科より教職員を派遣し、学生の自主性を活かしながらサポートが行われている。また、クラブ・サークルに対して、各種協会へのチーム

登録費及びリーグ戦参加費等が活動資金として助成されている。【資料 2-7-20】【資料 2-7-21】【資料 2-7-22】

2. 自主的学習環境の管理

講義等に使用していない教室は、学生の自主的な学習環境を提供するために開放されている。また、インターネットを利用した学習環境を提供するために、1 号館 1 階学生ホール及び 3 号館 6 階グループワーキングルーム（演習室）において学内無線 LAN が使用できる環境を整えている。1 号館については学生支援部門、3 号館については学術情報部門において、この学内無線 LAN に接続するための専用機器の貸し出しを行っている。【資料 2-7-23】

3. 保護者会による課外活動支援

「育友会」（保護者会）による課外活動支援として、「療友会」（学生自治組織）とクラブ及びサークルに対して各団体が活動するために必要な物品購入に対する支援が行われている。平成 23 年度は 5 団体に対して、平成 24 年度は 7 団体に対して支援が行われた。【資料 2-7-24】

4）健康相談、心的支援、生活相談

1. 人権問題、ハラスメントに関する対応

「規程」31 号（大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程）を定めている。但し、人権問題やハラスメントに関する事例がなく実質的な対応は行われていない。【資料 2-7-25】

2. 医務室の利用状況

軽微なケガ等については、学生支援部門の事務職員が対応している。現在までに対応困難な事例は発生していないものの、保健師等の専門職員の配置が必要である。また、医務室の運用に関する規程、医務室内の備品等の整備、及び学生の健康管理を含めた保健管理体制の整備の充実が必要である。また、学外医療機関との連携等を整備する必要がある。【資料 2-7-26】

3. 学生相談

学生の心の問題や修学に対する悩み等はクラス担任及び学生支援部門の事務職員が対応しているが、多様化する学生相談に対応するために心理カウンセラー等の専門職員の配置が必要である。また、学生相談を受けるための設備及び規程等の運用に関する具体的な環境整備が不十分である。現在までに対応困難な事例は発生していないものの、学外医療機関（心療内科等）との連携等の整備も必要である。【資料 2-7-27】

4. 敷地内全面禁煙の取組み

「医療人」を育成する医療系大学であることを考慮して、規程 58 号（学生細則）第 19 条第 2 項において、「学内で喫煙および飲酒をしてはならない。」と定めてい

る。大学敷地内全面禁煙であることをポスター等で周知させ、全学で喫煙防止に取り組んでいる。また、喫煙による心身への悪影響に関するキャリアガイダンスやセミナー等を通じて、学生が喫煙習慣に陥らない指導が行われている。【資料 2-7-28】【資料 2-7-29】

【自己評価】

学生相談室及び医務室について、専門職員の配置を含めた運用体制、設備等が十分に整っていないため、適切な体制整備が必要である。

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

1）学生意見箱の設置

学生が日頃感じている、大学に対する意見・要望を広く汲み上げ学生生活の改善の参考にする目的で、1 号館 1F 学生ホールに学生意見箱が設置されている。投函された意見は毎週金曜日に回収し学長へ直接渡され、原則翌週までに投函した学生個人または学生掲示板にて回答されている。【資料 2-7-30】

2）学生生活満足度調査

学生の生活実態の把握、今後の学生生活の向上及び教育・研究環境の改善の参考にすることを目的に、「学生生活等に関するアンケート調査」が行われている。平成 23 年度前期及び平成 24 年度前後期にそれぞれ実施された。調査結果は学生支援部門より大学事務局及び学生委員会へ提出され、分析等が行われている。また、学生に対しては掲示にて調査結果が公開されている。平成 23 年度の調査で特に要望の多かった弁当等の販売については、平成 24 年度より 1 号館 1F 学生ホール内に売店を設置して弁当や文具等の販売がされている。【資料 2-7-31】

【自己評価】

学生意見箱及び「学生生活等に関するアンケート調査」により、学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握が行われている。さらにその結果を学生に公開するとともに関係部署で分析し、学生生活が充実するように改善するデータとして利用されている。

（3）2－7 の改善・向上方策（将来計画）

1）学生生活の支援

学生生活をより充実したものとするために、大学事務局、学生委員会及び少人数担任制を総括する診療放射線技術学科教員、さらに「育友会」（保護者会）が情報を共有し連携することで、継続的に改善を実施する。学生相談室及び医務室については、専門職員の配置、設備等、十分な運用体制が整備されていないため早急な改善を図り、学生の心と身体の問題に対するケアを充実させる。

2）学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生意見箱の利用状況等を分析するとともに、より効率的に学生の意見･要望の把握を行うため IT 技術を利用したシステム等の導入を検討する。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-7-1】　学生便覧・履修要項　2011　p9
学生便覧・履修要項　2012　p9（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-7-2】　規程 54 号（大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程
（以下「学生委員会規程」という））第 4 条・第 8 条
（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-7-3】　学生便覧・履修要項　2011　p15
学生便覧・履修要項　2012　p15（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-7-4】　大学案内 2012　p7
2013Campus Guide　p9（【資料 F-2】と同じ）
【資料 2-7-5】　学生指導記録簿（【資料 2-3-3】と同じ）
【資料 2-7-6】　育友会会則
【資料 2-7-7】　定期総会資料
【資料 2-7-8】　学校案内 2011　p8
2013Campus Guide　p19（【資料 F-2】と同じ）
【資料 2-7-9】　平成 23 年度（2011 年度）学生募集要項　p14
平成 24 年度（2012 年度）学生募集要項　p15
平成 25 年度（2013 年度）学生募集要項　p15（【資料 F-4】と同じ）
【資料 2-7-10】　シラバス　2011　p15
シラバス　2012　p15（【資料 2-2-4】と同じ）
【資料 2-7-11】　規程 52 号（大阪物療大学特待奨学金規程
（以下「特待奨学金規程」という））（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-7-12】　奨学金給付・貸与状況（【表 2-13】と同じ）
【資料 2-7-13】　規程 60 号（大阪物療大学学生表彰規程
（以下「学生表彰規程」という））（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-7-14】　学生便覧・履修要項　2011　p15～
学生便覧・履修要項　2012　p15～（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-7-15】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p57（【資料 I -3】と同じ）
【資料 2-7-16】　保険加入証明書
【資料 2-7-17】　規程 58 号（大阪物療大学学生細則（以下「学生細則」という））
第 7 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-7-18】　健康診断実施記録
【資料 2-7-19】　規程 58 号（学生細則第 21 条）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-7-20】　スポーツフェスティバル資料（【資料 2-6-11】と同じ）
【資料 2-7-21】　物療祭資料
【資料 2-7-22】　課外活動支援記録（【表 2-14】と同じ）
【資料 2-7-23】　LAN アダプター利用台帳

【資料 2-7-24】　育友会課外活動支援記録
【資料 2-7-25】　規程 31 号（大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程（以下「ハラスメント規程」という））（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-7-26】　医務室利用状況（【表 2-12】と同じ）
【資料 2-7-27】　学生便覧・履修要項　2011　p15
学生便覧・履修要項　2012　p15（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-7-28】　規程 58 号（学生細則）第 19 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-7-29】　キャリアガイダンス実施一覧（【表 2-5-2】と同じ）
【資料 2-7-30】　学生意見箱利用記録
【資料 2-7-31】　学生生活等に関するアンケート調査集計結果

2－8　教員の配置・職能開発等

≪2－8 の視点≫

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

（1）2－8 の自己判定

基準項目 2－8 を満たしていない。

（2）2－8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

本学の教育組織の編成は、「診療放射線技師」「医療人」「キャリア形成」等のキーワードに表象される時代のニーズの変化を見据えつつ、大学設置の時に定められた大学の教育理念に基づき、学生に対して「心」を込めた責任ある教育を行うために、文部科学省の設置基準に従い適切な人数の専任教員を配置してきた。【資料 2-8-1】【資料 2-8-2】【資料 2-8-3】

保健医療学部診療放射線技術学科では、教養科目から放射線医学に関する基礎、基本まで体系的に履修することが可能となる教育課程の編成とすることから、「基礎教育科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の 3 つに大別し、さらに「専門科目」を大きく「診療画像技術」「核医学検査技術」「放射線治療技術」「医用画像情報」「放射線安全管理」の 5 領域に括っている。各々の科目の授業形態及び単位数に応じて、専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員を適切に配置することとしている。特に 4 年制大学としての人材育成の目的を達するために、教育課程の編成を踏まえた上で、教育上主要と認める授業については、原則として専任の教授又は准教授を配置し、主要科目以外の授業についてもなるべく専任の教員を配置するよう配慮している。開設年度から完成年度までの間に、大学としての教育研究体制の確固たる基盤を構築するとともに、教育研究の継続性の観点から、この 4 年間を就任予定の中堅及び若手教員

の育成期間として位置付けることとしている。職位別の年齢構成については、次世代を担う教員の育成を視野に入れ、特定の年齢に偏ることのないように配置している。【表 2-8-1】【資料 2-8-4】【資料 2-8-5】【資料 2-8-6】【資料 2-8-7】【資料 2-8-8】

【表 2-8-1】　各科目における専任教員の配置（予定）

科目	授業形態	科目数（複数）	専任教員配置				
			教授	准教授	講師	助教	助手
基礎教育科目（計 27）	必修科目	10	7	1	2	1	2
	講義科目	18	7	1	2	－	1
	演習科目	9	4	1	1	1	1
専門基礎科目（計 25）	必修科目	12	2	1	1	－	1
	講義科目	24	2	1	0	0	0
	演習科目	1	1	1	1	0	1
専門科目（計 44）	必修科目	24	13	1	3	－	3
	講義科目	32	13	1	3	1	－
	演習科目	5	4	2	4	1	3

【自己評価】

本学の教育研究上の目的を達成するために必要な教育組織が、役割に沿って設置され、適切な規模・教員構成で「規程」等に基づき合理的に運営されていると評価している。

また、教員数は大学設置基準を満たしている。

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

1）教員の採用への取組み

教員の採用・昇任については、大学設置基準「第 4 章教員の資格」や関連する「規程」に基づき、研究上の業績及び経歴、知識や経験等を総合的に判断して審査を行っている。

学部長及び学科長、教授数名で構成される人事委員会が審査を行い、教授会審議を経て、理事会が採用の決定を行ってきた。募集に関してはインターネットを通じた公募を行い、選考は書類審査（経歴、研究業績等）及び面接を行っている。その際、本学の建学の精神の理解を得られているかも踏まえている。【表 2-8-2】【資料 2-8-9】【資料 2-8-10】

【表 2-8-2】教員の採用・昇任等に関する規程【資料 2-8-9】

規程番号	規程等の名称
22	学校法人物療学園就業規則
24	学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程
25	大阪物療大学定年を超える教育職員の採用に関する特例規程
32	大阪物療大学兼任講師に関する規程
35	昇級等の取扱に関する要綱
36	学校法人物療学園任期制雇用に関する規程
50	大阪物療大学教育職員候補者選考規程
68	大阪物療大学教員選考基準

2）教員評価制への取組み

教員評価に関しては、定期的に点数化して評価を行うような制度はないが、自省し改善の工夫を行っている。

授業改善については組織的に FD 委員会活動が取り組んでいる。学生による授業アンケートの結果は各教員に報告されるとともに掲示板にて公開されている。【資料 2-8-11】【資料 2-8-12】【資料 2-8-13】【資料 2-8-14】

教員の評価については、査読付き学術論文や研究業績、社会貢献が大学ホームページで公開されている。【資料 2-8-15】

3）研修、FD への取組み

1. 授業改善のための研修会

FD 委員会が計画策定して研修会を開催し、有効な授業方法等の研修を行い、教員の教育研究活動を活性化させるための取り組みを行っている。なお、平成 23 年度は 4 回（うち 1 回は FD・SD 研修会として実施）、平成 24 年度は 3 回実施した。研修会を実施することで、教育方法の改善や教員間での情報交換も活発に行われている。【表 2-8-3】【資料 2-8-16】

【表 2-8-3】　FD 研修会一覧

開催日	テーマ	参加人数
平成 23 年 6 月 15 日	本学が取り組む FD	12 人
平成 23 年 7 月 7 日	ハラスメント	24 人
平成 23 年 12 月 23 日	授業で最も心がけている事	12 人
平成 24 年 3 月 21 日	授業で最も心がけている事 －私語が多い学生への対応－	12 人
平成 24 年 4 月 12 日	新任教員としての教育のあり方・心得	4 人
平成 24 年 9 月 6 日	教員の教育能力・資質のあり方	18 人
平成 25 年 3 月 6 日	授業態度改善策と出席率向上策	18 人

2. 学生による授業評価の導入と改善勧告・助言

本学では学期ごとに学生による授業アンケートを行い、その結果を教員に還元し、さらに各教員が「授業アンケート結果に対する改善策と対応策」を FD 委員会に提出することで、該当講義の改良・進化を図っている。また学生から得た、教員に対する意見については、掲示等で回答を行い学生にもフィードバックを行っている。なお、実施前には学園運営委員会、教授会の承認を得、また実施後には報告を行っている。【図 2-8-1】【資料 2-8-12】【資料 2-8-13】【資料 2-8-14】

【図 2-8-1】　本学の授業アンケートに関する取組み

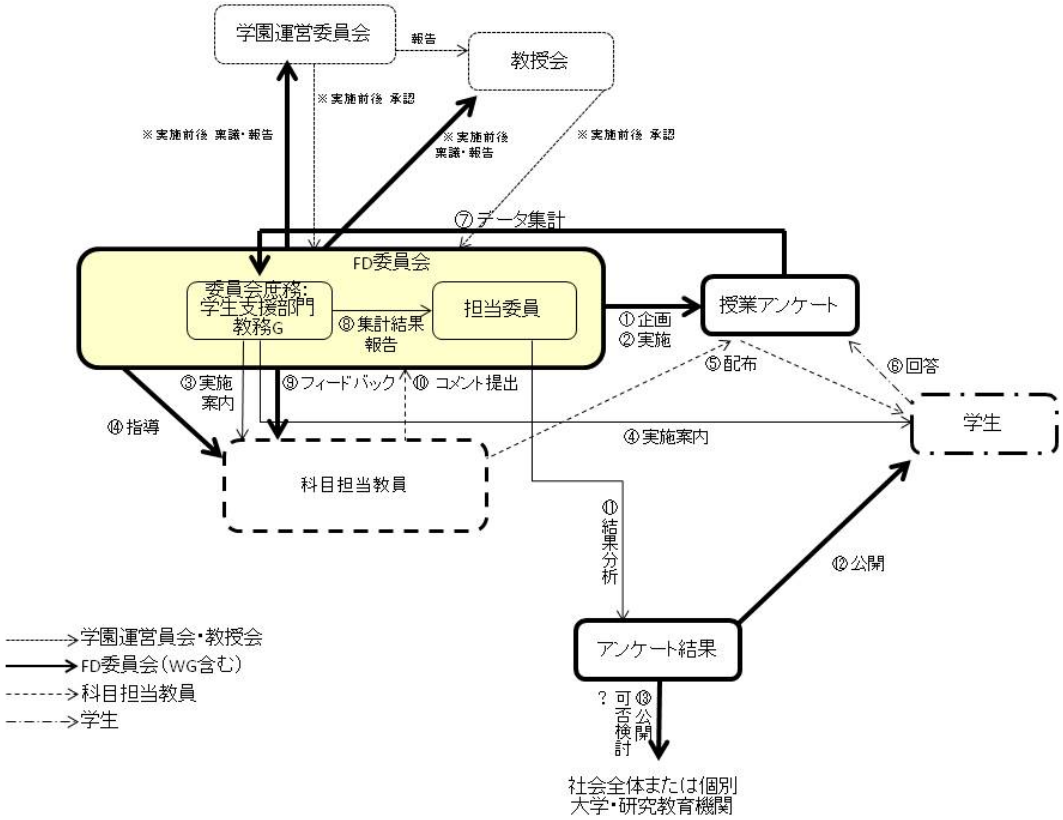

図の説明は以下の通りである。

①：FD 委員会においてアンケート内容の概要について企画、検討

②③④：担当教員及び学生への実施案内通知

⑤⑥：アンケート調査

⑦⑧：学生支援部門が手作業にて集計を行い、担当 FD 委員へ集計結果を報告
なお、学生数の増加が必至なため、自動読み取り装置（OMR）等の導入を検討中

⑨：科目担当教員へフィードバック

⑩：担当教員から FD 委員会にコメントを提出

⑪⑫⑬：担当委員が分析を行い、集計データの公開資料作成

⑭：評価が著しく低い場合は FD 委員会により指導

【自己判定】

FD 委員会が計画を行う研修会、本学が組織的に行う学生による授業アンケートを実施することで、有効的な授業方法への改善及び教員の教育研究活動を活性化させるための取り組みを行っていることから、満たしていると評価できる。

しかしながら、教育研究評価の一部は審議中であることから、基準を満たしていないと評価される。今後は試験的に教員評価制度を運用し、結果については十分に検討を重ねた上で、本格的に運用を行う。【資料 2-8-17】

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

本学の教養教育の目的は、人類の文化や社会、自然に関する知識の理解と知的活動でも職業生活や社会生活でも必要となる汎用的な技能を習得し、生命尊重を基礎とした豊かな人間性と高い倫理観を備え的確な意思疎通により対人関係を形成できる能力を養うこととしている。【資料 2-8-18】【資料 2-8-19】【資料 2-8-20】

上記の目的の効果的な達成のため【表 2-8-4】のように、「基礎ゼミナール」「自然科学の基礎」「論理的思考の基盤」「人間社会の基本」「コミュニケーションスキル」の 5 つの科目群を設け、大学が授与する「学士」が保証する能力の内容に基づく教育を行っている。各科目群は専門課程につながる領域として目的別に【図 2-8-2】のような 2 つの領域に大別される。【資料 2-8-21】

【表 2-8-4】　教育課程表【資料 2-8-21】

科目区分		科目名称	配当年次	必・選	単位数	卒業要件
基礎教育科目	基礎ゼミナール		1・前期	必	2	2
	自然科学の基礎	基礎物理	1・前期	必	2	2
		基礎数学	1・前期	必	2	2
		基礎化学	1・前期		2	4 単位以上選択
		基礎生物	1・前期		2	
		数学演習	1・後期		1	
		自然科学演習	1・後期		1	
	論理的思考の基礎	情報科学	1・前期	必	2	2
		情報科学演習	1・前期	必	1	1
		論理と記述演習	1・後期		1	2 単位以上選択
		自然環境システム論	1・後期		2	
		プログラミング演習	2・前期		1	
		研究法入門	3・前／後	必	1	1
	人間社会の基本	生命と倫理	1・前期	必	2	2
		健康の科学	1・前期		2	6 単位以上選択
		地球と環境	1・前期		2	
		心理と行動	2・前期		2	
		宗教と民族	2・前期		2	
		文化の比較	2・後期		2	
		地域と福祉	3・前期		2	
		中国の文化	3・後期		2	
	コミュニケーションスキル	英語Ⅰ（基礎）	1・前期	必	2	2
		英語Ⅱ（応用）	1・後期	必	2	2
		表現法入門	1・後期	必	1	1
		コミュニケーション演習	2・後期		1	2 単位以上選択
		プレゼンテーション演習	3・前／後		1	
		英語Ⅲ（実践）	3・後期		2	
合計					45	31 単位以上

【図 2-8-2】　教養教育の概念図

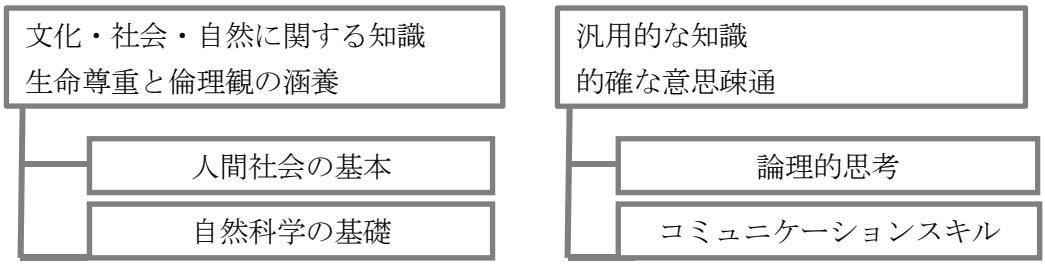

教養教育課程の活性化のため、FD 委員会では教員の意見交換、教育技術の共有を目指し研修会を行っている。平成 23 年度 4 回の研修会のうち、2 回を教員の教育技術の向上に関するテーマを扱った。また、各学期に行われる授業アンケートを元に各教員がそれぞれ教育の質の向上に努めている。また、今後は研修会において特に教養教育に関する知識と情報の共有を行う。【表 2-8-5】

【表 2-8-5】　教養教育活性化の活動一覧

形態	内容	実施時期
研修会	授業で最も心がけていること －教育理念とその実績	平成 23 年 12 月 23 日
研修会	授業で最も心がけていること －授業中騒がしい学生の対応	平成 24 年 3 月 21 日
アンケート	授業全般に関する質問	平成 23 年 7 月
アンケート	授業全般に関する質問	平成 24 年 2 月
アンケート	授業全般に関する質問	平成 24 年 6 月

【自己評価】

教養教育は 5 つの科目群から構成され、各分野の専門的知識を持った教員が担当しており、評価基準を満たしている。

（3）2－8 の改善・向上方策（将来計画）

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

将来計画としては、完成年度後、教育研究の継続性の観点を踏まえたうえで、中堅及び若手教員の計画的な採用を行うこととしている。本計画に基づき、専任教員の新規採用計画、定年退職予定及び昇格予測等を踏まえた完成年度以降の専任教員の職位別平均年齢は、下表の通り推移すると予測される。【表 2-8-6】【資料 2-8-8】

【表 2-8-6】　完成年度以降の専任教員の職位別平均年齢予測【資料 2-8-20】

職位	平均年齢（歳）		
	教授	准教授・講師	助教
平成 26 年度（完成年度）	62.8	51.8	40.0
平成 27 年度	58.4	51.0	41.0
平成 31 年度	59.2	45.4	31.0

教育研究上の目的達成のために、現在の基本的組織の構成・規模を堅持しながら、社会環境の変化を的確に把握して本学の使命・モットーをより効果的に達成するための教育研究組織の改善を図る。

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上

への取組み

授業アンケートを有効に活用し、学生の満足度の向上を得ることができるような体制づくりを引き続き目指す。また、教育的能力開発・授業形態・カリキュラム向上等の具体的な発展の見通しが立つような有用な授業スキルと具体的な授業方針が披露されるような内容の FD 研修会等が実施できるよう計画の取り組みを行う。

教員評価制度については自己評価による教育研究評価を実施すべく、現在 FD 委員会において評価項目や内容等の検討を行っている。教員の教育研究活動を活性化して「教育の質の保証・向上」を図り学生にフィードバックするためには、まず教育研究評価に関する意味のある、実効性のある仕組みを作り運用する必要がある。今後に向けては、試験的に教育研究評価を運用し、試験的運用結果に基づき定期的に学内の FD 委員会等で検討を重ねた上で、本格的に運用する。その結果の活用については学内掲示板や大学ホームページ等でより広く公開していく予定である。

今後は教員間相互の授業参観を行い、研究会等を開催し、教員全員の間で討論を行う等授業への工夫・改善へ教員全体で取り組んで行くことが必要である。

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

今後は、研修会等を通して教養科目担当者の情報交換を行い、学生に自然科学、人間社会の基本、論理的思考、コミュニケーションスキルの各分野のより充実した知識を提供する。

また教養科目担当教員で各自の研究分野の理解と知識の共有を進め、教育に反映させていく。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-8-1】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p7（【資料Ⅰ-3】と同じ）
【資料 2-8-2】　平成 23 年度（2011 年度）事業報告書　p3
平成 24 年度（2012 年度）事業報告書　p3（【資料 F-7】と同じ）
【資料 2-8-3】　設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在　p10
設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在　p12
（【資料 1-3-17】と同じ）
【資料 2-8-4】　大学設置認可申請書　教育課程等の概要（【資料Ⅰ-3】と同じ）
【資料 2-8-5】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p34～（【資料Ⅰ-3】と同じ）
【資料 2-8-6】　学生便覧・履修要項　2011　p19～
学生便覧・履修要項　2012　p19～（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-8-7】　設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在　p5～
設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在　p4～
（【資料 1-3-17】と同じ）
【資料 2-8-8】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p36（【資料Ⅰ-3】と同じ）
【資料 2-8-9】　関連規程（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-8-10】　大学ホームページ「教員募集」
【資料 2-8-11】　規程 73 号（大阪物療大学保健医療学部ファカルティ・ディベロップ

メント委員会規程（以下「FD 委員会規程」という））
（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-8-12】　授業アンケート（【資料 2-2-7】と同じ）
【資料 2-8-13】　授業アンケート集計結果（【資料 2-2-8】と同じ）
【資料 2-8-14】　教員対応策（【資料 2-2-9】と同じ）
【資料 2-8-15】　大学ホームページ「学園情報」
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/professor.html
【資料 2-8-16】　FD 研修会資料（【資料 1-3-6】と同じ）
【資料 2-8-17】　自己評価による教育研究評価（案）
【資料 2-8-18】　学校案内 2011　p3
大学案内 2012　p14
2013Campus Guide　p11（【資料 F-2】と同じ）
【資料 2-8-19】　学生便覧・履修要項　2011　p22
学生便覧・履修要項　2012　p22（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-8-20】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p22（【資料Ⅰ-3】と同じ）
【資料 2-8-21】　学生便覧・履修要項　2011　p23
学生便覧・履修要項　2012　p23（【資料 F-5】と同じ）

2－9　教育環境の整備

≪2－9 の視点≫

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

（1）2－9 の自己判定

基準項目 2－9 を満たしていない。

（2）2－9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

1）施設設備に関する現状

1 号館には、講義室 6 室、演習室 2 室、実験・実習室 11 室、図書館、カンファレンスルーム、学生自習室、学生ホール、学生更衣室、講師控室、事務室、イングリッシュガーデン等が配置されており、専門教育に必要な主だった機能は 1 号館に集約されている。

2 号館は、教員研究室を配置している。【資料 2-9-1】【資料 2-9-2】

3 号館は、講義室 2 室、演習室 2 室（グループワーキングルーム 1 室含む）、情報処理教室兼語学学習室、学生控室兼自習室、事務室等を配置しており、基礎教育科目を中心とする一部の授業科目を行っている。

4 号館は、学生更衣室、体育館及び学生ホールを配置している。

運動場については、中心校地が約 8km 離れた場所にあるため、授業で使用することはないが、野球部、フットサルクラブ等学生の課外活動に使用できる広さを有している。

また、26 人乗りの送迎バスを保有しており、校地と運動場の往復だけでなく、新入生一泊研修や各クラブの他大学との交流戦等、校地を離れて実施する課外活動時に運行できる体制を整えている。【図 2-9-1】

【図 2-9-1】　校舎配置概要【資料 2-9-3】

（校舎）

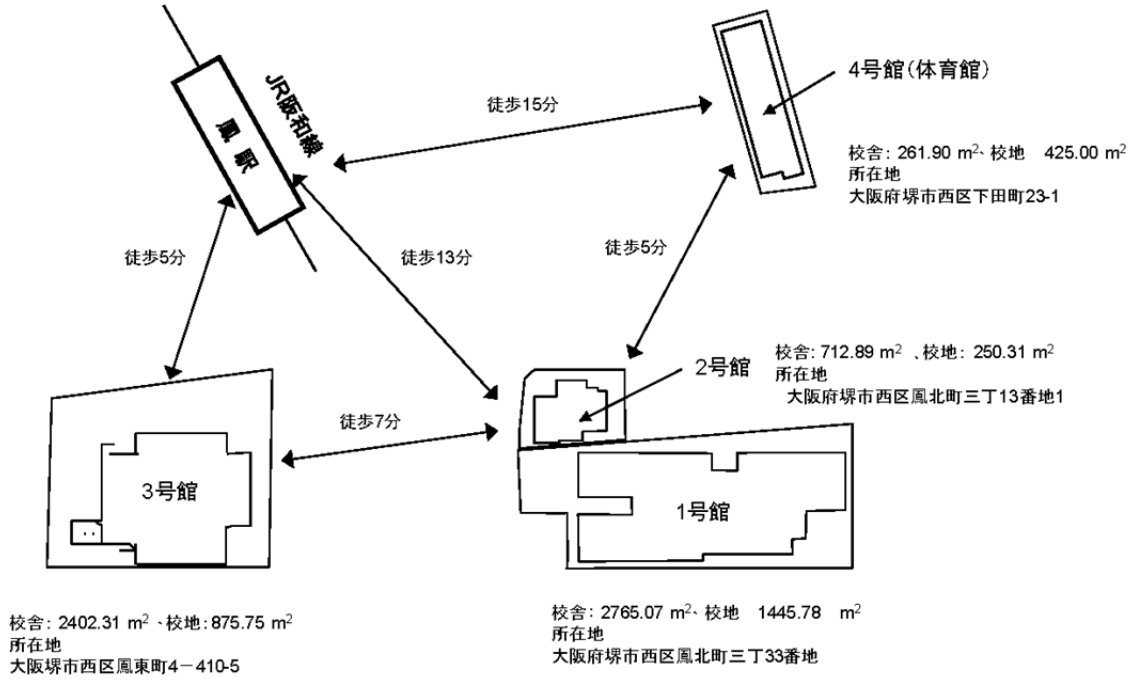

（運動場）

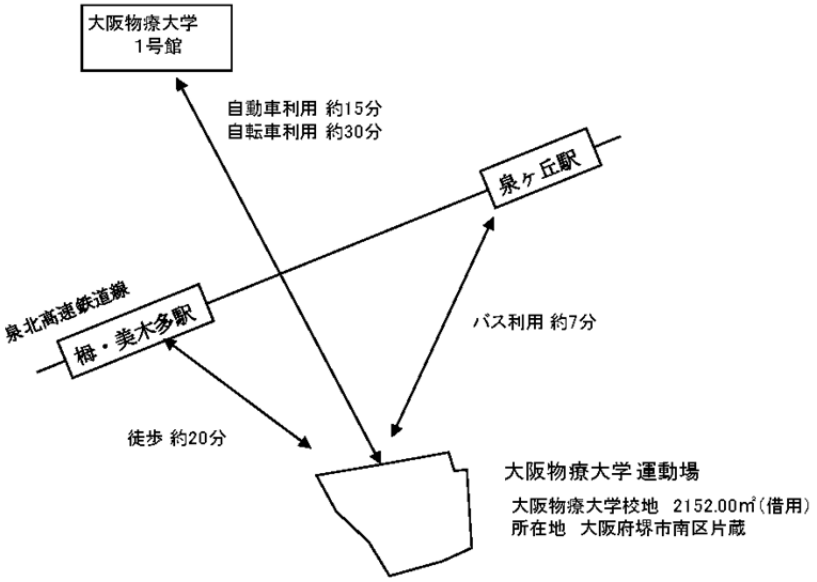

校地・校舎の面積は、大学設置基準を満たす面積を有している。【表 2-9-1】

【表 2-9-1】　校地・校舎面積及び主要施設の概要【資料 2-9-2】

1・2号館	校地面積	1,696.09 ㎡
	校舎面積	3,477.96 ㎡
	施設概要	講義室 6 室、演習室 2 室、実験・実習室 11 室、学長室、研究室 21 室、図書館（書庫 1 室、閲覧室 1 室）、会議室、カンファレンスルーム、事務室、医務室、講師控室、学生自習室、学生ホール、学生更衣室、応接室
3号館	校地面積	875.75 ㎡
	校舎面積	2,402.31 ㎡
	施設概要	大講義室 2 室、演習室 2 室、学生控室兼学生自習室、準備兼講師控室、図書閲覧室、情報処理教室、事務室、応接室、記録庫
4号館	校地面積	425.00 ㎡
	校舎面積	261.90 ㎡
	施設概要	体育館、学生控室（学生ホール）、学生更衣室
運動場	校地面積	2,152.00 ㎡
	施設概要	多目的運動場

校舎設備については、人材養成の目的を達成するための教育課程の編成における授業科目の配置状況を踏まえたうえで、必要な教室を整備している。具体的には、1 号館に演習室 2 室、実験・実習室 11 室を整備しており、講義科目として配置している「機器の技術」及び「撮影・撮像の技術」に関する授業において、教育効果を高めるために、必要に応じて実習室にて講義をおこなっている。既設の「大阪物療専門学校」で使用していた設備等に加え、高度先端医療機器である多列検出器型エックス線（以下「X 線」と表記する）CT 装置や最新の 3D ワークステーション機器を有する画像管理システム、デジタルラジオグラフィシステム等を整備している。実習を要する授業で使用するこれらの器具は、「診療放射線技師学校養成所指定規則」に定めのある器具等の要件を全て満たしている。また、デジタル画像出力の各装置で撮影された画像を、デジタル画像サーバで保管し、15 台の画像端末で同時に観察・解析できる画像ネットワークシステム構築している。診断画像技術学演習では、画像ネットワークシステムを用いて、収集した画像を学生が画像端末から観察し実習レポート作成に役立てている。【表 2-9-2】

【表 2-9-2】　実習室一覧

実習室名	主な設備及び用途
実習室 1	CT（Computed Tomography）装置
実習室 2	X 線 TV 撮影装置
実習室 3	X 線 TV 撮影装置
実習室 4	MRI（Magnetic Resonance Imaging）装置
実習室 5	マンモグラフィ撮影装置、パノラマ X 線撮影装置、デンタル X 線撮影装置
1 階実習室通路	前室、CR（Computed Ragiography）装置
実習室 6	画像クライアント
実習室 7	現像処理暗室
実習室 8	無散瞳眼底カメラ装置、超音波診断装置
実習室 9	一般 X 線撮影装置、FPD（Flat Panel Detector）装置
実習室 10	一般 X 線撮影装置、CR 装置
実習室 11	放射線計測、電子・電気実験、化学実験
2 階実習室通路	前室

1 号館の講義室 1、2 は、85 人前後の学生に対応した広さである。52 インチの観察モニターを講義室の前と中間位置にそれぞれ 2 台設置し、授業が板書やパソコンによるプレゼンテーションのいずれであっても教室のどの場所からも同じ環境で授業が受けられるようになっている。

また、1 号館の学生ホール（学生控室）は学生がワイヤレス LAN 環境を通して気軽にインターネット接続を可能とする環境を設置していると共にアメニティ要素を取り入れたソファーやテーブルを整備し、学生の快適な談話や憩いの場としての環境整えている。またこの学生ホールには学生意見箱が設置されており、学生が本学の講義や設備等についての要望を投書できるようになっている。なお、この投書に対する回答は学長が行い、投書箱の近くに掲示している。【資料 2-9-4】【資料 2-9-5】

実験・実習においては、学生の衛生面等を考慮して、全員が白衣を着用することから、学生更衣室に学生全員のロッカーを配置している。

日本放射線技師会が、NPO 法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会に講師派遣を依頼して開催している「マンモグラフィ講習会」を毎年 7 月に本学 1 号館の X 線実習施設等を使用して開催されている。診療放射線技師のマンモグラフィ技術向上の場として利用されている。【資料 2-9-6】

教員研究室を配置している 2 号館は、1 号館と同一敷地内にあることから授業運営及び学生指導において十分な機能を果たしている。

3 号館では、情報教育及び語学教育を行うことから、情報処理教室兼語学学習室にパソコンを 47 台設置し、学生が個々のパソコンを使って演習できる設備となっている。

グループワーキングルームについては、本学の育成する人材像に照らして、チーム医療の一員として他者との協調・協働を通して課題の探求に取り組み、解決するためのグルー

プワークを通した人材養成や研究指導が行えるように、1 室をパーティションで 6 区画に区分けし、卒業研究やその他のグループ学習を実施する場として配置している。

各校舎の主要階には AED（自動体外式除細動器）が設置されており、また、救命救急士による救命救急訓練を実施している。【資料 2-9-7】

図書館の総面積は 329.22 ㎡を有している。図書館内には、閲覧席 50 席（学生定員の 16%相当）、AV ブース 2 席を含む視聴覚スペース、検索用端末 4 台を配置した PC スペース、総合カウンター、レファレンスコーナー、開架式の書架、雑誌架、新聞架、複写スペース、手荷物収納ロッカー等を設置している。

蔵書は 15,815 冊と、大阪物療専門学校の既存の図書等を有効に転用する整備計画がおおむね履行されている。診療放射線分野に関する学術雑誌 15 タイトル、視聴覚資料 105 点しか所蔵していないが、現在整備中であり目標値を達成すべく履行している。【資料 2-9-8】【資料 2-9-9】

2）教育環境に関する学生満足度調査

教育環境に関する学生の満足度を測るものとしては、学生意見箱と図書館アンケートが挙げられる。【資料 2-9-5】【資料 2-9-10】

学生意見箱は、学生が日頃感じている、大学に対する意見･要望を広く汲み上げ学生生活の改善の参考にする目的で、1 号館 1F 学生ホールに設置されている。投函された意見は毎週金曜日に回収し学長へ直接渡され、原則翌週までに投函した学生個人または学生掲示板にて回答されている。

図書館アンケートは、利用者の図書館業務の各サービスに対する認知度、利用度、満足度等を図り、学生の要望を聞き出し、本学図書館のサービス改善及び認知度向上に寄与する目的で、平成 24 年 7 月に行われた。アンケート回収率は、9 割近くに達していることから、今回の調査結果がおおむね全学生の意見を反映していると考えられる。その概要は、次の 4 点に集約された。

1. 図書館の利用状況については、全体的に利用が少なく、ほとんどまたは 1 回も利用していない学生が 52.9%だった。
2. サービスの満足度については、開館時間のほか、職員の親切さにおいても、おおむね満足していることが伺える。
3. 図書館資料の充実について、学術書以外の一般図書への要望があった。
4. 館内設備・環境についての満足度は、他の項目に比べやや高かった。しかし室内環境について、「静か」が 47.3%なのに対して、あってはならない「騒がしい」が僅かでも 6.9%あり、具体的な要望が複数寄せられていた。

上記より今後の対応として、主に、図書館利用促進・一般図書購入検討・静粛環境保全が挙げられた。

3）施設設備の安全管理とメンテナンス

実習室 1・2・3・5・9・10 では、X 線発送装置を使用して「機器の技術」及び「撮影・撮像の技術」の実習を行っていることから、X 線照射を伴う。本学の装置は、「電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という）」第十五条の放射線装置に該当するため、定期

的に漏洩線量測定を行っているほか、入室時にルクセルバッジの着用を義務付け教員・学生の被ばく線量管理を行うなど「電離則」に従って安全管理を行っている。また、X 線発生装置の設置については、労働安全衛生法により、所轄の労働基準監督署に届出を行っている。法令を順守しており、安全が確保された実習施設となっている。【資料 2-9-11】【資料 2-9-12】【資料 2-9-13】

図書館資料は、「規程」63 号（大阪物療大学図書管理規程（以下「図書管理規程」という））に基づき収集管理している。1 号館図書館には、消防設備として地階に消火栓を設置しているほか消火器を 3 本備えている。書架は家具転倒防止器具にて固定している。非常事態に迅速に対応できるよう「1 号館図書館避難経路図」をエントランスに掲示し、また「図書館安全管理マニュアル概要」を作成した。図書館システムのデータについても毎日バックアップを行っており、常に最新の状態に復元が可能である。所蔵資料の所在を確認するため定期的に蔵書点検を行い、点検結果を「蔵書定期点検記録」として図書委員会へ報告している。図書資料と同様に、視聴覚資料についても定期的に点検管理を行っている。【資料 2-9-14】【資料 2-9-15】【資料 2-9-16】【資料 2-9-17】

【自己評価】

既設の「大阪物療専門学校」の放射線学科を基に、同じ分野の大学（4 年制）を設置しており、既存の設備（4,527 点）を有効的に利用している。また、大学教育としての施設の整備もされ有効的に活用されている。

図書館に関しては、電子ジャーナル等が未整備であることから、教育目的の達成のために有用な環境を整備しているとはいえず、基準を満たしていない。

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

講義科目は、基本的には約 80 人の 1 クラス単位で授業運営を行っているが、科目によっては、約 40 人ずつの 2 クラス単位の授業、約 20 人ずつの 4 クラス単位の授業を開設している。【資料 2-9-18】【資料 2-9-19】

英語科目は、4 クラス単位で運営している。

演習科目及び演習を伴う科目（情報学演習、自然科学演習、数学演習、表現法入門、コミュニケーション演習）等は基本的に 2 クラス単位で運営している。

実技を伴う実習は（形態機能学実習、診療学技術学実習）、3～4 クラス 30～20 人程度で運営している。

【自己評価】

授業を行う学生数については、教育効果を十分に上げられる人数になっていると判断している。

（3）2－9 の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備に係わる大きな問題はないが、今後も学生の要望等を把握し、施設・設備の整備を充実させる。また、IT 技術の進展に合わせ、ネットワーク環境の更なる充実とデジ

タルライブラリーとしての更なる機能充実を図る。

図書館では、「大学設置認可申請書　趣旨書類」に従って、平成 26 年度末（平成 27 年 3 月 31 日）学部の完成時において､約 16,000 冊（うち外国書約 1,000 冊）の図書、診療放射線技術分野に関する学術雑誌 40 タイトル（うち外国書約 10 タイトル）、電子ジャーナル 750 タイトル（うち外国書約 10 タイトル）、視聴覚資料 200 点等を目標に整備していく。

図書館の安全管理については、リスクを可能な限り最小限にするため「図書館安全管理マニュアル」を定期的に見直していく必要がある。具体的には非常灯の設置、コンクリート壁への書架の固定等を検討している。

開学以来実績がない図書館間相互貸借（ILL）の充実を図る必要がある。ILL サービスの周知活動、他機関との連携を図るために、NACSIS-CAT 及び NACSIS-ILL への参加が必須である。さらに、私立図書館協会や日本医学図書館協会への学外団体への加盟も必要である。地域への貢献として、一般市民にも図書館を開放しているが、まだ、充分に周知されていないので広報活動を促進すべきである。

今後、大学完成年度が近づくにつれ学生数が増えるが、効率的な授業運営を図るようにする。

◆エビデンス集　資料編

【資料 2-9-1】　学生便覧・履修要項　2011　p43
　　学生便覧・履修要項　2012　p43（【資料 F-5】と同じ）
【資料 2-9-2】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p39～（【資料Ⅰ-3】と同じ）
【資料 2-9-3】　大学設置認可申請書　趣旨書類　資料 36（【資料Ⅰ-3】と同じ）
【資料 2-9-4】　LAN アダプター利用台帳（【資料 2-7-23】と同じ）
【資料 2-9-5】　学生意見箱利用記録（【資料 2-7-30】と同じ）
【資料 2-9-6】　マンモグラフィ講習会一覧
【資料 2-9-7】　救命救急訓練一覧
【資料 2-9-8】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p16～・p43～
【資料 2-9-9】　設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在　p8～
　　設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在　p7～
　　（【資料 1-3-17】と同じ）
【資料 2-9-10】　図書館アンケート
【資料 2-9-11】　漏洩線量測定
【資料 2-9-12】　ルクセルバッチ関連資料
【資料 2-9-13】　X 線発生装置の設置申請書
【資料 2-9-14】　規程 63 号（図書管理規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 2-9-15】　1 号館図書館避難経路図
【資料 2-9-16】　図書館安全管理マニュアル概要
【資料 2-9-17】　蔵書定期点検記録
【資料 2-9-18】　大学設置認可申請書　趣旨書類　p37（【資料Ⅰ-3】と同じ）
【資料 2-9-19】　時間割（【資料 2-3-9】と同じ）

［基準 2 の自己評価］

入学者の受け入れに関しては、アドミッションポリシーを明示し、大学ホームページや学生募集要項等で周知している。また入学者の選抜についても、全員に面接試験を課すことで、アドミッションポリシーに沿って、公正かつ適切に学生が受け入れられていると判断している。大学全体としての定員に対する在学生数の比率は 1.09 倍となっており、適切な学生受入れ数を維持できていると判断している。

教育課程は適切に編成し、明示している。この教育課程の編成方針に即した授業科目を開設するとともに、教育効果が上げられるような教員をバランスよく配置している。しかしながら、授業内容・方法等の工夫については、試行中または検討中である双方向型授業やグループディスカッション形式の授業が一定の学習成果が上がった場合、他の授業にも適応する等、全体の教育効果を高められるよう、改善を行っていく予定である。なお、これらの教育方法の改善を進める為に、FD 委員会がアンケートや教員へのフィードバック、教育研究活動を活性化させるための取り組みを行っている。

学修及び授業支援については、教務委員会において教員と職員が情報を共有しながら、連携して行っている。オフィスアワー制度についても、全学的に実施し、また各種補習を行うことでの学修支援も行っている。TA の制度は無いものの、教員と職員の協働による学習支援体制は整っている。特に、少人数担任制により、学修状況があまり良くない学生や留年者へのきめ細かい対応ができる体制となっている。

単位認定、進級判定に関しては、厳正に運用されている。卒業要件については規定されてはいるものの、ディプロマポリシーについては未確立であり、早急に確立する予定である。

キャリアガイダンスについては支援体制を整備、実施しているが、就職活動のサポート体制については、現在整備中である。

学生の学修状況、人間性育成状況等の具体的な達成状況の点検については、年度毎の反省に基づいて、工夫しながら行っている。しかしながら、評価方法の確立については、今後の課題としたい。なお、授業アンケートの実施、授業改善案の作成、報告書の掲示・発表、授業改善といった PDCA サイクルは適切に機能していると判断している。

学生サービスについては、保健管理体制や学生相談を受ける為の設備等を整備していく必要がある。その他、奨学金等の学生支援体制、課外活動支援等については、整備が完了し、適切に支援を行っている。学生サービスに対する学生の意見を汲み上げる仕組みとして、学生意見箱を設置し意見をくみ上げたり、学生生活等に関するアンケート調査を実施し、改善に反映している。

教員の年齢バランスがやや高めとはなっているが、専門教員を適切に配置している。この教員の採用や昇進の方針についての規定を定め、適切に運用している。教養教育について、各分野の専門知識を持った教員が担当しており、体制は整備されている。今後は、研修会等を通して教養科目担当者の情報交換を行い、教養教育についても充実させていく。

校地、校舎、設備、実習施設等の教育環境については整備されてはいるが、図書館の資料数が一部「大学設置認可申請書　趣旨書類」に記載した数を満たしていない。教育の質

を保つ面からも、学生が卒業研究を開始するまでには整備する必要があると考えている。

基準 3. 経営・管理と財務

3－1　経営の規律と誠実性

≪3－1 の視点≫

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

物療学園（以下「本学園」という）は、平成 22 年 3 月末に組織変更認可申請を行い、平成 22 年 10 月 29 日に文部科学大臣の組織変更認可を受け、大阪物療大学（以下「本大学」という）を設置している。大学設置認可に基づき平成 23 年 4 月 1 日に「大阪物療大学」を開学してから平成 26 年度の完成年度末までの設置計画を設定しており、計画に基づいて誠実及び確実に履行している。履行状況は、「大阪物療大学【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書（以下「設置計画履行状況報告書」という）」にて毎年明示している。また、教育基本法、学校教育法をはじめ、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準等の関係法令に基づき、法令を遵守し実践されている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

また、法人の管理運営に携わる、理事、監事、評議員の選任については、「学校法人物療学園規程（以下「規程」という）」1 号（学校法人物療学園寄附行為（以下「寄附行為」という））第 6 条、第 7 条、第 23 条に明確に定められ、各「規程」に基づき適切に行われている。理事会、評議員会は年に各 6 回定期的に開催されるとともに、必要に応じて臨時開催も行っている。「規程」1 号（寄附行為）に定められた職務を誠実に実行しており、規律を守りながら経営されている。【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

本学園は「規程」1 号（寄附行為）第 3 条において、「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる豊かな心と健やかな体を携えた医療人を育成することを目的とする。」と定めており、その使命・目的の実現に向けて理事会が中長期方針を決議し、その達成を実現するために大学の最高決定機関である学園運営委員会が理事会の方針に基づいた行動目標を具体的に年度計画し決定している。その年度計画に基づき、教学面においては毎月 1 回（8 月を除く）開催される教授会において教育・研究に関する重要事項を審議し、継続的な努力を以て、円滑な遂行を図っている。【資料 3-1-3】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連

する法令の遵守

全ての教職員は「規程」22 号（学校法人物療学園就業規則（以下「就業規則」という））、7 号（学校法人物療学園事務分掌規程（以下「事務分掌規程」という））、11 号（学校法人物療学園個人情報保護に関する規程（以下「個人情報規程」という））等をはじめとする諸規程に基づき業務を遂行し、法令遵守のもと業務を行っている。【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への対応については、環境省の通達及び文部科学省の事務連絡等に基づき、全学的にその意識統一を図り実践している。具体的には、温暖化防止の為、夏季の節電対策として室温を 28 度に設定しクールビズでの業務、冬季は 20 度に設定しウォームビズでの業務を行っているほか、照明の間引き点灯、こまめな消灯、裏紙の有効利用等を実行している。また、LED 照明への変更によるによる省エネルギー化、省電力化、業務連絡のメール利用によるペーパーレス化、緑化等を行っている。

人権については、「規程」31 号（大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程（以下「ハラスメント規程」という））、11 号（個人情報規程）75 号（大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程（以下「倫理委員会規程」という））を整備している。幸いにも、まだこれらの規程を適応した例は発生していない。規程の整備以外にも、平成 23 年度に外部講師を招き、教職員・学生合同研修会「ハラスメントのない大学を目指して」を開催し、教職員・学生の意識を高めた。学生に対しては、「学生便覧・履修要項」の「学生生活の手引き」の項目の一つに「ハラスメントの防止」と題して注意事項を記載し意識向上を図っている。また、教員の個人研究室のドアにドアストッパーとカーテンを設置し、学生入室時にこのストッパーを利用してドアを開けてハラスメント対策をする一方、カーテンを閉めることでプライバシー対策をも行っている。このようにハラスメントに対する危機管理意識を培うとともに実践している。【資料 3-1-11】【資料 3-1-10】【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

安全への配慮については、オリエンテーション等の時間を利用して地震等災害時の避難場所を学生に周知し、学内や通学途上で津波等の災害時対処の心得としている。また、防火・防災については「大阪物療大学消防計画」に基づき、各校舎に教職員で構成する自衛消防組織を組織している。さらに火災予防を意識した環境設備の確認を日頃から行い、火災発生時には早期対処を行う体制を整えている。消防法及び消防法施行規則に基づき、各校舎年 1 回の消防訓練を管轄消防署立会いの下、学生、教職員全員が参加して実施し、重ねて教職員には消防署員指導による実地訓練を行い、非常事態時に実践できるよう備えている。また、危機管理対策及び SD（Staff Development）研修を兼ねて、消防署員指導による普通救命救急講習（AED 講習）を実施し、教職員全員が受講した。このように、全学的な学内環境の安全性の向上を図るとともに、教職員個々の危機管理対応能力の充実を目指している。【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

大学ホームページの「学園情報」ページで、教育情報・財務情報を公表している。特に、

学校教育法施行規則の一部改正に伴い平成 23 年 4 月 1 日より施行された教育研究活動等の情報については、全て公表している。また財務情報についても、「決算の概要」「財産目録」「監事監査報告書」等の公表を行っている。【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

法人として今後とも法令を遵守し、諸規程の整合性をとりつつ整備を進めていく。また、環境、人権、安全にも配慮し、信頼され、地域社会の要請に応え、且つ必要とされる高等教育機関を目指していく。

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-1-1】　大阪物療大学設置認可申請書（以下「大学設置認可申請書」という）（【資料Ⅰ-3】と同じ）

【資料 3-1-2】　設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在
設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在
（【資料 1-3-17】と同じ）

【資料 3-1-3】　規程 1 号（寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）

【資料 3-1-4】　規程 2 号（学校法人物療学園理事会運営規程（以下「理事会運営規程」という））第 2 条（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-1-5】　規程 5 号（学校法人物療学園評議員会運用規程（以下「評議員会運用規程」という））第 2 条（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-1-6】　規程 45 号（大阪物療大学学園運営委員会規則（以下「学園運営委員会規則」という））（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-1-7】　規程 49 号（大阪物療大学教授会規程（以下「教授会規程」という））（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-1-8】　規程 22 号（就業規則）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-1-9】　規程 7 号（事務分掌規程）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-1-10】　規程 11 号（個人情報規程）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-1-11】　規程 31 号（ハラスメント規程）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-1-12】　規程 75 号（倫理委員会規程）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-1-13】　教職員・学生合同研修会資料（【資料 1-3-6】と同じ）

【資料 3-1-14】　学生便覧・履修要項　2011　p12
学生便覧・履修要項　2012　p12（【資料 F-5】と同じ）

【資料 3-1-15】　大阪物療大学消防計画

【資料 3-1-16】　普通救命救急講習（AED 講習）資料

【資料 3-1-17】　大学ホームページ「学園情報」
http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info.html

【資料 3-1-18】　学校法人物療学園　平成 23 年度事業報告書　p8～
学校法人物療学園　平成 24 年度事業報告書　p8～

（【資料 F-7】と同じ）
【資料 3-1-19】　平成 23 年度　財産目録
平成 24 年度　財産目録
【資料 3-1-20】　学校法人物療学園　平成 23 年度監事監査報告書
学校法人物療学園　平成 24 年度監事監査報告書

3－2　理事会の機能

≪3－2 の視点≫

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学園は「教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる豊かな心と健やかな体を携えた医療人を育成することを目的と」して設立された。【資料 3-2-1】

理事会は「規程」1 号（寄附行為）第 16 条第 2 項において、「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めている。その運営は「規程」2 号（理事会運営規程）に則って、法人並びに各設置校に関する重要事項を審議し、適法且つ円滑・適切な運営を行っている。理事が法人運営に責任を持って積極的且つ迅速に意思決定ができるよう、通常理事会を年 6 回（5 月、7 月、9 月、11 月、2 月、3 月）開催している。また、臨時理事会についても「規程」1 号（寄附行為）第 16 条第 4 項及び「規程」2 号（理事会運営規程）第 2 条第 4 項に基づいて適宜開催し、理事会の意思決定が機能的に行える体制をとっている。なお、「規程」1 号（寄附行為）第 16 条第 10 項において「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。」と定め、理事に欠席者が生じた場合においても、その意思決定は適切に行われ理事会は運営されている。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

また、理事会の構成は「規程」2 号（学校法人物療学園理事会運営規程（以下「理事会運営規程」という）第 3 条において、「すべての理事及び監事（以下、「役員」という。）をもって構成する。」と定めており、内訳は「1　理事 6 人　2　監事 2 人」と「規程」1 号（寄附行為）第 5 条に定めている。理事の選任について「規程」1 号（寄附行為）第 6 条にて、「1　学長　2 評議員のうちから評議員会において選任した者 2 人　3　学識経験者のうち理事会において選任した者 3 人」の「各号に掲げる者と」している。また、監事の選任については、「規程」1 号（寄附行為）第 7 条にて「この法人の理事または職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めている。このように外部での教員経験者等が理事あるいは監事の役職に就くことにより、戦略的意思決定がなされる体制となっている。【資料 3-2-2】【資料 3-2-1】

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

法人はその目的達成のために戦略的に意思決定を行い、持続的な発展に向けて円滑に且つ機能的にその業務を進めるため、理事会は主体となってその機能を活かし迅速且つ強力に推進していかなければならないと考えている。将来計画については、本学園では平成24年4月1日から理事会承認のもとに「将来計画準備室」を設置し、室長1人及び室員2人を任命した。この「将来計画準備室」が中心となって法人の直面する課題を中長期的に踏まえて調査等を行い、それに基づき理事会への報告を行い、理事会において検討並びに協議をし、将来計画について方策を立てる予定である。【資料3-2-3】

◆エビデンス集　資料編
【資料3-2-1】　規程1号（寄附行為）（【資料F-1】と同じ）
【資料3-2-2】　規程2号（理事会運営規程）（【資料F-9】と同じ）
【資料3-2-3】　理事会議事録（【資料F-10】と同じ）

3－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
≪3－3の視点≫
3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

（1）3－3の自己判定
基準項目3－3を満たしている。

（2）3－3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
法人と大学との連絡・調整を図るための機関として「学園運営委員会」が設けられており、「規程」45号（大阪物療大学学園運営委員会規則（以下「学園運営委員会規則」という））に沿って運営されている。学園運営委員会は月1回開催され、「（1）大学の設置目的を達するための基本計画に関する事項　(2) 大学の予算及び決算に関する事項　(3) 学部、学科その他の管理・運営に関する組織の設置または廃止及び学生の定員に関する事項　(4) 学則その他の管理･運営に関する重要な規程の制定または改廃に関する事項　(5) 教職員人事の方針に関する事項　(6) 大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項　(7) その他大学の運営に関する重要事項」といった、学園の運営に関わる重要事項を審議している。なお、学園運営委員会は、大学の代表である学長が招集し､その議長となり､学内の意見等を調整しながら業務執行にあたっている｡【資料3-3-1】【資料3-3-2】
学園運営委員会の構成員は、学長、学術顧問、学部長、学科長、事務局長、各部門長となっており、学長は協議事項の内容によりその他必要な者を出席させることができる。また、原則として監事に出席を求め、報告又は意見を求めている。このように教育組織の長と事務組織の長、また法人外から選任された監事（「規程」1号（寄附行為）第7条に規

定）が構成員となることで、学内のみならず学外の意見をも反映された審議が行われる体制が整っている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-3】

教授会は「規程」49 号（教授会規程）に規定された、本学の教育及び研究に関する重要事項を審議し、その円滑な遂行を図るための機関である。教授会は原則として月 1 回の定例開催としているが、学長が必要と認めたとき、及び学科の教授会構成員の 2 分の 1 以上による開催要求があったとき開催することができる。教授会は学長が招集し議長を務め、学長、学術顧問、専任教授で構成されており、必要に応じて准教授、講師、助教、助手または事務局長、事務担当者を出席せしめ、その説明を聴取できる。【資料 3-3-4】

教授会では「（1）学則に係わる部分の制定・改廃に関すること　（2）学部・学科課程に関すること　（3）学部の予算に関すること　（4）試験に関すること　（5）学生の入学、卒業、その他の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項　（6）学生の厚生及び補導に関すること　(7) 教育及び研究に関すること　(8) 教員の人事に関すること　(9) その他、教育研究上必要なこと」といった教育に関わる重要な審議を行うが、「規程」6 号（組織規定）第 21 条にて「議長は教授会に諮り、特定事項を関連の委員会に、その審議を委嘱することができる。」と、細目については各委員会で審議できるよう定められている。【資料 3-3-4】

委員会は「規程」6 号（学校法人物療学園組織規程）に規定され、「常置委員会」「特別委員会」「附置委員会」が置かれている。「常置委員会」には学生委員会、図書委員会があり、「特別委員会」には FD（Faculty Development）委員会、大学評価委員会、倫理委員会、「附置委員会」には予算委員会、入試委員会、教務委員会、広報委員会、就職委員会、実習対策委員会が設置されている。【図 3-3-1】【資料 3-3-2】

【図 3-3-1】　委員会一覧

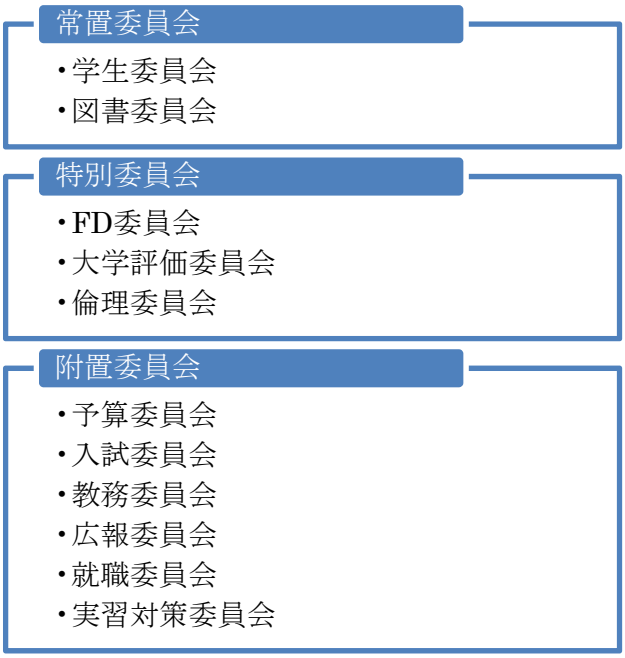

委員会では、各委員会についての「規程」に挙げられている「目的」に沿って審議し、

教授会に報告され、必要な審議を行い、学園運営委員会に諮る。以上のように、「学園運営委員会」の下に「教授会」と「委員会」が置かれ、教育研究に関し審議し、遂行する、といった機能分化の基本的な枠組みが整備されている。

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学の学長は、設置法人の理事長を兼任している。本学では、審議機関である各委員会や教授会、学園運営委員会での審議、また、特に法人に関する事柄については諮問機関である評議員会の諮問を経て、理事会にて決議する。学長兼理事長は、一部の委員会及び教授会、学園運営委員会、評議員会、理事会のいずれにも出席しており、学修者の要求から大学の意思決定また法人の意思決定に至るまで充分な認識を得ている。以上から、本学の学長は法人におけるリーダーシップと、大学でのリーダーシップの 2 つを発揮しており、十分なリーダーシップが発揮されているといえる。【資料 3-3-5】【資料 3-3-4】【資料 3-3-1】【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】

（3）3－3 の改善・向上方策（将来計画）

開学 2 年目であるため、意思決定組織の整備をしている段階ではあるものの、現体制においても、迅速で的確な意思決定がなされている。また、学長は設置法人の理事長を兼任しており、理事会、評議員会、学園運営委員会等の密な連携体制が可能であり、リーダーシップを十分に発揮している。今後、必要に応じて新たな委員会を設ける等、継続的に維持向上していく。

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-3-1】　規程 45 号（学園運営委員会規則）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-3-2】　規程 6 号（学校法人物療学園組織規程（以下「組織規程」という））（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-3-3】　規程 1 号（寄附行為）第 7 条（【資料 F-1】と同じ）
【資料 3-3-4】　規程 49 号（教授会規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-3-5】　規程 1 号（寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）
【資料 3-3-6】　規程 5 号（評議員会運用規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-3-7】　規程 2 号（理事会運営規程）（【資料 F-9】と同じ）

3－4　コミュニケーションとガバナンス

≪3－4 の視点≫

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

（1）3－4 の自己判定

基準項目 3－4 を満たしている。

（2）3－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学の学長は、「法人を代表し、その業務を総理する」設置法人の理事長と、「大学の学務を担当し、所属職員を督励し、大学を代表する」学長を兼任している。また本学の事務局長は、「理事長の命を受けて学園の運営業務を担当し、事務職員を督励する」法人事務局長と、学長の「命を受けて大学の運営業務を担当し、所属事務職員を指揮監督する」大学事務局長とを兼任している。【資料 3-4-1】【資料 3-4-2】

学長が、法人の重要会議である理事会・評議員会、及び大学の重要会議である学園運営委員会・教授会のいずれにも出席していることから、管理運営機関と管理部門、教学部門との連携が適切に行われているといえる。

また、「運営にかかわる重要事項を審議し、学園との連絡・調整を図るために、学園運営委員会」が設置されている。その構成は「（1）学長　（2）学術顧問　（3）学部長　（4）学科長　（5）事務局長　（6）各部門長」と「規程」45 号第 2 条に規定されている。学術顧問は、「規程」48 号（学校法人物療学園学術顧問規程（以下「学術顧問規程」という））第 3 条において、「本学の教育・研究における特定の分野について必要な助言及び指導を行う」ことが定められている。また、議決権はないものの、学園運営委員会及び教授会に「出席して意見を述べることができる」。事務局長が法人事務局長と大学事務局長とを兼任していること、学術顧問が出席できること等構成員から見ても、学園運営委員会は管理部門と教学部門とのコミュニケーションが図れる場となっているといえる。【表 3-4-1】【資料 3-4-3】【資料 3-4-4】

【表 3-4-1】　法人・大学の重要会議における幹部職員の構成表

	理事会	評議員会	学園運営委員会	教授会
理事長	○	○		
学長			○	○
理事	○			
監事	○	○	○	
評議員		○		
学術顧問			△	△
学部長			○	○
学科長			○	○
法人事務局長	△	△		
大学事務局長			○	

○：構成員　△：議決権はない

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本学のガバナンス機能としては、監事による監査業務が挙げられる。監事の選任は「規

程」1 号（寄附行為）第 7 条に「この法人の理事または職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められている。また同第 8 条にて「各役員についてその配偶者もしくは、3 親等以内の親族が、一人をこえて含まれてはならない。」とも規定しており、公正を期している。監事は「規程」1 号（寄附行為）第 15 条及び「規程」4 号（学校法人物療学園監事監査規則（以下「監事監査規則」という））に基づいて、職務権限を行使し、業務監査及び会計監査の職務を確実に遂行できるよう必要な説明を受け、業務執行状況の適否を判断している。具体的には、大学の最高意思決定会議である学園運営会議に出席し、大学の業務進捗状況を確認、学長から「意見を求め」られる。また、会計年度終了後には、会計監査人（公認会計士）から報告を求め、必要に応じて公認会計士に対し専門的事項の調査を委任する等連携をとって財産の状況を調査している。その後、その内容に基づき監査報告書を作成し、理事会、評議員会において監査結果を報告しており、適正且つ有効に法人の業務及び財産の状況の監査が行われている。【資料 3-4-5】【資料 3-4-1】【資料 3-4-6】【資料 3-4-7】

諮問機関である評議員会については、「規程」1 号（寄附行為）第 19 条から第 25 条及び「規程」5 号（評議員会運用規程）にて適法且つ適正、円滑な運営を図るよう規定されている。その選考については「規程」1 号（寄附行為）第 23 条にて、「1　この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 5 人　2　この法人の設置した学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 3 人　3　学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5 人」と規定しており、適切に選考している。また、通常評議員会は、「年 6 回開催する」と「規程」5 号（評議員会運用規程）第 2 条に定められている通り、毎年度 5 月、7 月、9 月、11 月、2 月、3 月に召集されている。特に 2 月の評議員会では、理事会前に次年度の事業計画案及び予算案について理事長より諮問を受け、また 5 月には前年度事業報告及び決算報告を受けており、「規程」1 号（寄附行為）及び私立学校法に基づいた適切な運営がなされている。【資料 3-4-1】【資料 3-4-7】

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

学長が理事長を兼任しており、また種々の会議での議長を務める等、法人、大学共に学長がリーダーシップを遺憾なく発揮している。

3-4-①で示した通り、学園運営会議は管理部門と教学部門、また教員と職員の連携を密にする側面を持っている。この会議に、学部長や学科長、学年主任等が出席しており、教授会や学科会議からの提案等が提出される。また事務局長も出席しており、各事務組織からの提案等も提出される。各委員会からの提案等は、必要に応じて委員長及び庶務が出席し、議案として審議されている。このように、教職員からの提案等を汲み上げる仕組みを適切に整備しており、大学運営の改善に反映されている。

以上から、リーダーシップとボトムアップは適度なバランスを保っているといえる。

（3）3－4 の改善・向上方策（将来計画）

種々の事案に迅速に対応するため、週に数回、学長、事務局長、学部長による連絡会議

が行われている。学長が理事長を兼務することにより、管理部門と教学部門は緊密な連携が図られ、意思決定のプロセスの迅速化が図られている一方で、日常的な諸問題への対処から将来構想に至る戦略・方針まで、様々な事案を抱える等、学長の負担が増加していることも事実である。今後は、上記権限者の負担軽減、さらに業務の多様化への対応を踏まえて、権限移譲を行っていく予定である。

権限に関しては、理事長、法人事務局長、学長、大学事務局長、委員会委員長、部門長等の権限を明確に規定し、適切に管理運営されているが、近年の少子化、経済不況及び、完成年度まで私立大学等経常経費補助金を含まない自主自立の厳しい経済状況の中で、高等教育機関として教育研究活動を永続的に行っていくために、ガバナンスをより強化する方策が必要である。小規模の大学だからこそより強固な大学力獲得を目標として、理事長である学長から迅速に教職員に意思決定の通知を行うとともに、意思決定機関である理事会及び学園運営委員会に出席している監事の意見を踏まえ、緊密なコミュニケーションのもと、さらに強力なガバナンスを実行していくことが肝要と考えられる。

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-4-1】　規程 1 号（寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）
【資料 3-4-2】　規程 6 号（組織規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-4-3】　規程 45 号（学園運営委員会規則）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-4-4】　規程 48 号（学術顧問規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-4-5】　規程 4 号（監事監査規則）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-4-6】　規程 2 号（理事会運営規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-4-7】　規程 5 号（評議員会運用規程）（【資料 F-9】と同じ）

3－5　業務執行体制の機能性

≪3－5 の視点≫

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

（1）3－5 の自己判定

基準項目 3－5 を満たしている。

（2）3－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

「規程」6 号（組織規程）により職制及び職務を明確にし、適正且つ円滑な管理運営を図る組織を策定している。また、各部署が果たす役割については「規程」7 号（学校法人物療学園事務分掌規程（以下「事務分掌規程」という）に定め、明確な役割分担による適切な人員配置を可能にしている。さらに、効率的な業務遂行と的確な人員数・配置とのバ

ランスを保持するため、同「規程」補則にて業務分掌に柔軟性を与えている。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】

本学は平成 23 年度に開学したばかりであるが、平成 26 年度の完成年度へ向け、「大学設置認可申請書」で計画したとおりの教員及び職員の人員を確保し、個々の力が発揮できるよう適切に配置され、それにより業務が効率的に遂行されている状態にある。この状態があるのは、上記規程による体制の確保が確実に行われているからであるといえる。【資料 3-5-3】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

法人としての業務執行の基本方針は理事会によって決議される。評議員会も設置されており、業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて決議される。それぞれの審議事項は、「規程」1 号（寄附行為）を踏まえた「規程」2 号（理事会運用規程）及び 5 号（評議員会運用規程）によって定められている。さらに、理事会・評議員会とも年 6 回定期的に開催され、それ以外にも必要に応じて臨時に開催され、適時に重要事項を決議できる体制をとっている。【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】

また、「規程」45 号（学園運営委員会規則）に基づき学園運営委員会が設置されている。大学運営に関わる重要事項を審議し、法人と大学組織の縦横にわたる連絡・調整を図っている。法人・大学双方の管理運営が乖離し複雑にならないよう、学園運営委員会による透明性の高い業務執行の管理体制が構築されている。【資料 3-5-7】

なお、各職位がその職務遂行にあたり権限を越える事項については、「規程」8 号（学校法人物療学園稟議規程（以下「稟議規程」という））に定める手続きによって、承認の決裁を求めることができる。【資料 3-5-8】

以上のように、トップダウン・ボトムアップ両方向において業務執行に係る意見が反映される体制が作られている。例えば、規程と実際の組織・業務とに矛盾点、相違点等があった場合に、確認し調整することを可能にしている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

新入教職員は、入職時に入職者研修を受け、「規程」により組織、事務分掌、就業規則、個人情報の取り扱いについて等、業務を行うための基本について学ぶ。また「入職者研修資料」により、本学の建学の精神である「之科學為報國修」を基とした運営方針から、我が国の教育、良い大学とは何か等広く講義を受け、高等教育機関職員であることの自覚を促される。【資料 3-5-9】

さらに、FD（Faculty Development）研修、SD（Staff Development）研修等が適宜行われている。FD 研修については、「規程」73 号（大阪物療大学保健医療学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（以下「FD 委員会規程」という））により、FD 委員会が設置され、教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動を推進している。SD 研修については、リスク管理や現状の課題解決に応じた研修となるよう対応しており、平成 24 年度は開学 2 年目であることから、学園の発展、中長期の計画、将来を見据えた事務組織の構築についての説明に力を入れた研修を行い、完成年度へ向けて職員の意識を高めている。【資料 3-5-10】【資料 3-5-11】

実際の業務に関しても、各部門において連絡会を行っており、各自の業務について報告、相談ができ、部門内での情報の共有と今後の業務の改善を図っている。

さらに、学内だけでなく、学外での業務に関する研修会、説明会等への参加も奨励されており、職員は日々資質・能力向上の機会を得ている。

（3）3－5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 26 年度の完成年度へ向け、「規程」と実際の業務に齟齬がないよう取り組む。「規程」が適正で効率的な業務遂行のガイドとなり、且つ業務が「規程」を逸脱することなく円滑に遂行されるよう、教職員一人一人が責任をもって組織を作り上げていくことが望まれる。それには、教職員の資質向上を一層促進していくとともに、その能力やスキルが有効活用されるシステムを継続していく必要がある。

今後はさらに、そのシステムを部署内だけでなく部署間の連携へと広げることが課題であり、部署間の情報を適切に共有する場を設けること、そうした場への教職員の積極的な参加を促していく。

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-5-1】　規程 6 号（組織規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-5-2】　規程 7 号（事務分掌規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-5-3】　大学設置認可申請書　趣旨等を記載した書類
（以下「趣旨書類」という）　資料 38・教員名簿
（【資料Ｉ-3】と同じ）
【資料 3-5-4】　規程 1 号（寄附行為）（【資料 F-1】と同じ）
【資料 3-5-5】　規程 2 号（理事会運営規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-5-6】　規程 5 号（評議員会運用規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-5-7】　規程 45 号（学園運営委員会規則）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-5-8】　規程 8 号（稟議規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 3-5-9】　入職者研修資料
【資料 3-5-10】　FD・SD 研修一覧（【資料 1-3-5】と同じ）
【資料 3-5-11】　規程 73 号（FD 委員会規程）（【資料 F-9】と同じ）

3－6　財務基盤と収支

≪3－6 の視点≫

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）3－6 の自己判定

基準項目 3－6 を満たしていない。

（2）3－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学開設申請時に完成年度までの中期的な計画を作成し、理事会の審議、承認を得、その計画に基づいて予算を作成している。完成年度まではこの計画に基づき、決算及び収支変動に伴い現状に即した予算編成を年度毎に行っている。【資料 3-6-1】

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は、平成 23 年４月に開学したばかりである為、最終学年の学生受け入れが完了していない。そのため「学生生徒等納付金」が十分ではないが、予算に対して完成年度までの資金を確保しており、平成 23 年度に関しては、収支のバランスが取れているといえる。【資料 3-6-2】

（3）3－6 の改善・向上方策（将来計画）

経営基盤の安定化を図るため、定員を充足し、学生生徒等納付金を確保するとともに、予算通りの執行を重視していく。また、将来的には組織的な協力体制や広報活動を整備し、受託研究以外にも積極的な外部資金の獲得を図っていく。

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-6-1】　学校法人物療学園組織変更認可申請書関係　p15～p24

【資料 3-6-2】　予算決算総括表

3－7　会計

≪3－7 の視点≫

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）3－7 の自己判定

基準項目 3－7 を満たしている。

（2）3－7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-①　会計処理の適正な実施

本学園は、学校法人会計基準及び「規程」41 号（学校法人物療学園経理規程（以下「経理規程」という））、43 号（学校法人物療学園経理規程施行細則（以下「経理細則」という））、及び関連する「規程」に準拠し、適正に会計処理を遂行している。公認会計士とも緊密に連携し、会計処理判断が不明確なもの等は、必ず週 1 回の会計士来学時に、問い合わせ・相談・確認を実施し、専門的知識の裏付けをもって会計処理を行っている。【資料 3-7-1】【資料 3-7-2】

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

監事に平成 24 年 4 月より月 1 回の財政状況監査を依頼し、対象月の問題点について報告・相談を行っており、同時に重要な決裁書類を閲覧する等の業務監査を行っている。

監事は毎年度会計監査人から、監査結果を聴取して意見交換を行い、外部監査との連携

強化を図っている。年度途中で発生した計画等については、予算委員会で予算実績対比を確認後、評議員会、理事会承認を経て、補正予算の編成等により状況の変化に迅速に対応して適切な予算執行をとるよう十分留意している。

（3）3－7 の改善・向上方策（将来計画）

予算執行に関して、PDCA サイクルの「C：統制」「A：改善」を充実させるべく、四半期ごとに予算実績対比の実施や補正予算の編成を着実に行っていく。また、その結果を次年度以降の予算に反映させていかなければならない。一方で、職員の会計知識の向上を図り、活動結果としての会計指標を重視する意識の醸成が必要であることから、SD 研修等での職員の意識向上を検討している。

◆エビデンス集　資料編

【資料 3-7-1】　規程 41 号（経理規程）（【資料 F-9】と同じ）

【資料 3-7-2】　規程 43 号（経理細則）（【資料 F-9】と同じ）

［基準 3 の自己評価］

本学の経営は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準等の関係法令に基づき、法令を遵守し実践されている。また「寄附行為」（「規程」1 号）に定められた使命・目的の実現への継続的な努力を以て、円滑な遂行を図っている。また、環境保全、人権や安全に配慮するとともに、教職員個々の危機管理対応能力の充実を目指しながら、運営を行っている。なお、教育情報や財務情報はホームページに公表している。

理事会は「寄附行為」（「規程」1 号）に基づいて適切に運営されている。理事の選考については、「規程」に従い適切に選考しており、また理事の出席状況も適切であり、本学の使命・目的の達成に向けて、戦略的な意思決定が行える体制を整備し、適切に機能していると考えている。

学長はリーダーシップを適切に発揮し、管理運営部門と教学部門との連携も十分に図られる体制を組織している。学内の意思決定機関の組織も適切に整備され、今後必要に応じて新たな委員会を設ける等、継続的に維持向上していく予定である。

法人及び大学、各部門間のコミュニケーションも適切に図られていると考えている。監事の選考は「規程」に則って行われ、理事会へも適切に出席しており、また監査業務も適切且つ有効に行われている。評議員についても、選考は「規程」に則って行われ、「寄附行為」（「規程」1 号）に基づいて評議員会を適切に運営しており、出席状況も適切である。教職員の提案等を汲み上げる各委員会を通して学園運営会議に提案できる仕組みが確立されている。

本学の使命・目的の達成のため、事務体制を構築し、適切に機能していると考えている。必要な職員を確保し、適切に配置するとともに、事務分掌に柔軟性を与えて日々の業務を行っている。資質・能力向上の機会として、入職者研修のほか、FD 研修や SD 研修、学外での研修会や説明会等への参加も奨励されている。

財務運営に関しては、大学開設申請時の計画に基づき、決算及び収支変動に伴い現状に

即した予算編成を年度毎に行っている。最終学年の学生受け入れが完了していないため、「学生生徒等納付金」が十分ではないが、収支のバランスは取れているといえる。今後は、定員を充足し学生生徒等納付金を確保するとともに、積極的な外部資金獲得を図っていく。

会計は、学校法人会計基準及び本学の関連する「規程」に準拠し、適正な会計処理を遂行している。会計監査についても、監事により月 1 回実施されている。決算期以外における予算実績対比について予算委員会で審議し関連する補正予算の編成を行い、評議委員会、理事会の補正予算決議のもと予算を執行している。適切な財務運営がなされており、今後も着実に安定性をもって継続していく。

基準 4. 自己点検・評価

4－1　自己点検・評価の適切性

≪4－1 の視点≫

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

（1）4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

「規程」44号（大阪物療大学学則（以下「学則」という））第2条で「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う」と定めている。また、「規程」61号（大阪物療大学保健医療学部規程（以下「学部規程」という））第7条に保健医療学部に評価委員会を設置することと定めており、「規程」74号（大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程（以下「評価委員会規程」という））第2条に、評価委員会の目的として、「建学の精神に基づき、本学の理念・使命を実現するために行う自己点検評価に関する事項を審議すること」と定めている。【資料4-1-1】【資料4-1-2】【資料4-1-3】

2年ごとに自己点検・評価を実施することとしており、そのまとめとして、自己点検・評価報告書を作成することとしている。開学2年目を終えるにあたり、上記「規程」に従って自己点検・評価を実施した。【資料4-1-4】【資料4-1-5】

【自己評価】

本学の自己点検・評価は、本学の使命・目的に即しており、且つ自主的に行うことを規定している。今回についても、自主的・自律的に自己点検・評価を実施したと判断している。

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

本学では、大学開学時に評価委員会を組織し、自己点検・評価にかかわる事柄について、実施方法や方針についての審議や調整等を行ってきた。評価委員会には、「規程」74 号（大学評価委員会規程）第 4 条に定める者の他、第 6 条に定める通り、各委員長や、必要に応じて各部署の責任者が出席し、委員会を開催してきた。【資料 4-1-3】【資料 4-1-6】

自己点検・評価の実施にあたっては、担当箇所を全学の教員並びに職員で分担して行った。評価委員会に作業部会にあたる自己点検ワーキンググループ（以下、WG）を設置し、各担当から提出された資料の編集や、エビデンスの確認作業等を行い、最終確認を評価委員会が行った。提出された資料の整理は、学術情報部門情報グループが行った。【資料 4-1-7】

【自己評価】

評価委員会が中心となって、各委員会を通じて教学組織、大学事務組織並びに法人組織が連携して実施する体制が構築されており、自己点検・評価体制の適切性は担保されていると判断している。

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

本学では、2 年に 1 度、自己点検・評価を行い、平成 29 年度に初回の認証評価を受ける予定にしている。今回の自己点検・評価は、開学 2 年目を終えての中間確認的な意味合いを持つ。今後は完成年度後に再点検を行い、その 2 年後に認証評価を受けることで、2 年ごとの周期性を保ちつつ、教育研究活動の改善や水準の向上を図っていく計画である。

【自己評価】

開学間もない本学にとって 2 年周期で自己点検・調査を行っていくことは、初回の自己点検・調査において問題点があれば修正等を行い、2 回目の完成年度後の自己点検・調査で再確認し改善等を行っていくことができるため、適切であると考えている。

（3）4－1 の改善・向上方策（将来計画）

予定通り、2 年ごとに自己点検・評価を行い、平成 29 年度に実施予定の 3 回目の自己点検・評価について、法律に定める認証評価を受審し、大学全体としての教育の質の保証と向上を目指す。

◆エビデンス集　資料編

【資料 4-1-1】　規程 44 号（学則）第 2 条（【資料 F-3】と同じ）
【資料 4-1-2】　規程 61 号（学部規程）第 7 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 4-1-3】　規程 74 号（評価委員会規程）（【資料 F-9】と同じ）
【資料 4-1-4】　大阪物療大学設置認可申請書（以下「大学設置認可申請書」という）
趣旨等を記載した書類（以下「趣旨書類」という）　p64
（【資料Ｉ-3】と同じ）
【資料 4-1-5】　設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在　p13
設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在　p21
（【資料 1-3-17】と同じ）
【資料 4-1-6】　評価委員会議議事録
【資料 4-1-7】　自己点検・評価書作成分担表

4－2　自己点検・評価の誠実性

≪4－2 の視点≫

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

（1）4－2 の自己判定

基準項目 4－2 を満たしていない。

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

今回の自己点検・評価を行うにあたり、公益財団法人日本高等教育評価機構が開催するセミナー等に参加した。開学年度の平成 23 年（2011 年）6 月 19 日に第 1 回評価委員会を開催し、自己点検・評価の重要性について各委員会の委員長及び各部署へ周知した。なお、評価委員会は「規程」74 号（評価委員会規程）第 4 条に定める者の他、第 6 条に定める通り、各委員長や、必要に応じて各部署の責任者を出席させ、委員会を開催してきた。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

自己点検・評価の実施にあたっては、担当箇所を全学の教員並びに職員で分担して行った。評価委員会に作業部会にあたる WG を設置し、各担当から提出された資料の編集や、エビデンスの確認作業等を行い、最終確認を評価委員会が行った。【資料 4-2-4】

【自己評価】

自己点検・評価に全学で取り組む体制が整っており、また、担当箇所を分担し 1 次的な自己点検を各委員会や部署で行い、WG にて編集、評価委員会において最終確認を行うことで、より透明性の高い自己点検・評価が行われたと判断している。

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

各情報やデータは、学生に関することについては学生支援部門、広報に関することについては就職・渉外部門、図書や情報機器等に関することについては学術情報部門、その他経営等に関することについては事業運営部門が把握しており、自己点検・評価を行う上で、各担当が各部門に確認を行い、提供された情報やデータに基づいて調査や分析を行った。

【自己評価】

事務組織の各部署が情報やデータの提供を行い、各担当が調査や分析を行い、自己点検・評価を行った。本基準を満たしていると判断している。

4-2-③　自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

今回の自己点検・評価が初回であるため、本書を作成した時点では学内共有及び社会への公表は行われていない。

【自己評価】

今回の自己点検・評価が初回であるため、本書作成時点では公表するものが無く、基準を満たしていないと判断した。

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価結果を、評価委員会を通じて学内で情報共有を図る予定である。また、社会への説明責任を果たすために、今回分を含め、すべての自己点検・評価結果等を大学ホームページで公開していく。【資料 4-2-5】

◆エビデンス集　資料編

【資料 4-2-1】　出張報告書
【資料 4-2-2】　評価委員会議事録（【資料 4-1-6】と同じ）
【資料 4-2-3】　規程 74 号（評価委員会規程）第 4 条・第 6 条（【資料 F-9】と同じ）
【資料 4-2-4】　自己点検・評価書作成分担表（【資料 4-1-7】と同じ）
【資料 4-2-5】　設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在　p13
設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在　p21
（【資料 1-3-17】と同じ）

4－3　自己点検・評価の有効性

≪4－3 の視点≫

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

（1）4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしていない。

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

「規程」4 号（学校法人物療学園監事監査規則（以下「監事監査規則」という））第 4 条第 3 項（3）において、「自己点検・評価等をもとに教育研究活動が経営方針に沿って行われているか」を検証すべく、監事が監査を実施することになっている。また「規程」74 号（評価委員会規程）第 8 条に「自己点検・評価の結果による改善事項（略）について、関係部署への勧告、事後の点検を行わなければならない」と定めている。PDCA サイクルが機能するように、今回の自己点検・評価で鮮明になった、未整備な点等について早急に整備を行い、全ての基準項目を満たす状態で完成年度を終えられるよう、全学を挙げて取り組んで行く。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】

【自己評価】

自己点検・評価は全学的に実施され、PDCA サイクルの「Check」までは機能していると考えている。しかしながら、今回が初めての自己点検・評価であるため、「Act」の部分については今後実施していくことになるため、満たしていない、と判断した。

（3）4－3 の改善・向上方策（将来計画）

今後、「Act」の部分が組織的に行えるよう、監事が監査をしつつ、評価委員会が中心となり、教育の質の向上のための改善を実現するための PDCA サイクルの推進を図る。

◆エビデンス集　資料編

【資料 4-3-1】　規程 4 号（監事監査規則）第 4 条（【資料 F-9】と同じ）

【資料 4-3-2】　規程 74 号（評価委員会規程）第 8 条（【資料 F-9】と同じ）

［基準 4 の自己評価］

自己点検・評価を行う体制は整っていると判断している。また、実施周期についても、本学にとって最適な周期であると考えている。

今後も評価委員会が中心となって、全学的な自己点検・評価を継続し、本学における教育の改善や改革、教育の質の保証と向上の方策を明確にし、実施していく。

Ⅳ．エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F－1】	大学名・所在地等	
【表 F－2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F－3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F－4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F－5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F－6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F－7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F－8】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 2－1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2－2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2－4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－5】	授業科目の概要	
【表 2－6】	成績評価基準	
【表 2－7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2－8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2－9】	就職相談室等の利用状況	該当なし
【表 2－10】	就職の状況（過去 3 年間）	該当なし
【表 2－11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	該当なし
【表 2－12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2－13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2－16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2－17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2－18】	校地、校舎等の面積	
【表 2－19】	教員研究室の概要	
【表 2－20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2－21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2－22】	その他の施設の概要	
【表 2－23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2－24】	学生閲覧室等	
【表 2－25】	情報センター等の状況	
【表 2－26】	学生寮等の状況	該当なし

【表 3－1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3－2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3－3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3－4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3－5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3－6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3－7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3－8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為 学校法人物療学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの） 2013Campus Guide	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則 大阪物療大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの） 平成 25 年度（2013 年度）学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項 学生便覧・履修要項　2011 学生便覧・履修要項　2012	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの） 学校法人物療学園　平成 24 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの） 学校法人物療学園　平成 23 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど アクセスマップ：2013Campus Guide　p21～p22 学生便覧・履修要項　2012　裏表紙 大学ホームページ「レールマップ」 http://www.butsuryo.ac.jp/message/map.html キャンパスマップ：学生便覧・履修要項　2012　p43～p45	【資料 F-2】 【資料 F-5】 と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など） 学校法人物療学園規程集	

【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	理事会議事録 評議員会議事録	

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
【資料Ⅰ-1】	大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」 http://www.butsuryo.ac.jp/message/idea.html	
【資料Ⅰ-2】	学生便覧・履修要項　2011　p3 学生便覧・履修要項　2012　p3	【資料 F-5】と同じ
【資料Ⅰ-3】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p7	
【資料Ⅰ-4】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p3～	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料Ⅰ-5】	規程 44 号（学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料Ⅰ-6】	規程 61 号（学部規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料Ⅰ-7】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p8	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料Ⅰ-8】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p19	【資料Ⅰ-3】と同じ

基準 1．使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1．使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	規程 1 号（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	規程 44 号（学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」 http://www.butsuryo.ac.jp/message/idea.html	
【資料 1-1-4】	学生便覧・履修要項　2011　p3 学生便覧・履修要項　2012　p3	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	学校案内 2011　表紙裏 大学案内 2012　p4 2013Campus Guide　p2	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-6】	平成 23 年度（2011 年度）学生募集要項　p1 平成 24 年度（2012 年度）学生募集要項　p1 平成 25 年度（2013 年度）学生募集要項　p1	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-7】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p7	【資料Ⅰ-3】と同じ
1-2．使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p19	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 1-2-2】	規程 61 号（学部規程）	【資料 F-9】と同じ

【資料 1-2-3】	大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」 http://www.butsuryo.ac.jp/message/idea.html	
【資料 1-2-4】	学校案内 2011　表紙裏 大学案内 2012　p4 2013Campus Guide　p2	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-5】	学生便覧・履修要項　2011　p3 学生便覧・履修要項　2012　p3	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-6】	大学案内 2012　p7 2013Campus Guide　p9	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-7】	大学ホームページ「大阪物療大学 3 つ の特徴」 http://www.butsuryo.ac.jp/guide/p/bco_3f.html	
【資料 1-2-8】	規程 44 号（学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-9】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p39～	【資料Ⅰ-3】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	規程集	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-3-2】	規程 1 号（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-3-3】	規程 44 号（学則）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-4】	大学ホームページ「設立の理念・建学の精神」 http://www.butsuryo.ac.jp/message/idea.html	
【資料 1-3-5】	FD 研修・SD 研修一覧	
【資料 1-3-6】	FD 研修・SD 研修資料	
【資料 1-3-7】	学生便覧・履修要項　2011　p3 学生便覧・履修要項　2012　p3	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-8】	学校案内 2011　表紙裏 大学案内 2012　p4 2013Campus Guide　p2	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-9】	オープンキャンパス開催一覧	
【資料 1-3-10】	市民公開講座開催一覧	
【資料 1-3-11】	大学ホームページ「学園情報」の「学園組織図」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/organization.html	
【資料 1-3-12】	平成 23 年度（2011 年度）学生募集要項　p4 平成 24 年度（2012 年度）学生募集要項　p4 平成 25 年度（2013 年度）学生募集要項　p4	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-3-13】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p22	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 1-3-14】	規程 44 号（学則）第 34 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-15】	規程 61 号（学部規程）第 23 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-3-16】	大学設置認可申請書	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 1-3-17】	設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在 設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在	

【資料 1-3-18】	大学ホームページ「学園情報」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info.html	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 23 年度（2011 年度）学生募集要項　p4～ 平成 24 年度（2012 年度）学生募集要項　p4～ 平成 25 年度（2013 年度）学生募集要項　p4～	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	大学ホームページ「学園情報」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/adm_policy.html	
【資料 2-1-3】	オープンキャンパス開催一覧	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 2-1-4】	入試説明会開催一覧	
【資料 2-1-5】	周知手段と件数一覧	
【資料 2-1-6】	受験科目の変遷	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p22～	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-2-2】	大学設置認可申請書　趣旨書類　資料 21	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-2-3】	学生便覧・履修要項　2011　p19～ 学生便覧・履修要項　2012　p19～	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-4】	シラバス　2011 シラバス　2012	
【資料 2-2-5】	規程 61 号（学部規程）第 15 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-6】	大学設置認可申請書　趣旨書類　資料 22	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-2-7】	授業アンケート	
【資料 2-2-8】	授業アンケート集計結果	
【資料 2-2-9】	教員対応策	
【資料 2-2-10】	大学設置認可申請書　教員名簿	【資料Ⅰ-3】と同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	規程 55 号（教務委員会規程）第 4 条・第 8 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-3-2】	学生便覧・履修要項　2011 学生便覧・履修要項　2012	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-3】	学生指導記録簿	
【資料 2-3-4】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-3-5】	オフィスアワー記録簿	
【資料 2-3-6】	入学手続き関連資料	
【資料 2-3-7】	平成 24 年度（2012 年度）学生募集要項　p14 平成 25 年度（2013 年度）学生募集要項　p14	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-3-8】	設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在　p15	【資料 1-3-17】と同じ

【資料 2-3-9】	時間割	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	規程 61 号（学部規程）第 16 条～第 18 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-2】	規程 62 号（履修規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-3】	シラバス　2011 シラバス　2012	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-4】	規程 55 号（教務委員会規程）第 3 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-5】	規程 49 号（教授会規程）第 10 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-6】	規程 62 号（履修規程）第 14 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-7】	学生便覧・履修要項　2011　p27 学生便覧・履修要項　2012　p27	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-8】	GPA 一覧	
【資料 2-4-9】	規程 62 号（履修規程）第 19 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-10】	進級状況一覧	
【資料 2-4-11】	規程 62 号（履修規程）第 2 条・別表第 1	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-12】	学生便覧・履修要項　2011　p28～ 学生便覧・履修要項　2012　p28～	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-13】	規程 44 号（学則）第 8 条・第 9 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-14】	平成 23 年度　学事計画表 平成 24 年度　学事計画表	
【資料 2-4-15】	規程 61 号（学部規程）第 23 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-16】	学生便覧・履修要項　2011　p19 学生便覧・履修要項　2012　p19	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-17】	規程 44 号（学則）第 34 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-18】	学生便覧・履修要項　2011　p46～ 学生便覧・履修要項　2012　p46～	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-19】	規程 44 号（学則）第 6 条・第 7 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-20】	規程 53 号（学位規則）第 3 条	【資料 F-9】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p69～	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-5-2】	大阪物療大学ボランティア活動手順書	
【資料 2-5-3】	ボランティア活動の届出	
【資料 2-5-4】	ボランティア活動依頼申請書	
【資料 2-5-5】	ボランティア活動記録書	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	規程 44 号（学則）第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-6-2】	シラバス　2011 シラバス　2012	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-6-3】	授業アンケート	【資料 2-2-7】と同じ

【資料 2-6-4】	授業アンケート集計結果	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-6-5】	教員対応策	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-6-6】	規程 62 号（履修規程）第 14 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-6-7】	学生便覧・履修要項　2011　p27 学生便覧・履修要項　2012　p27	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-8】	オリエンテーション資料	
【資料 2-6-9】	新入生 1 泊研修資料	
【資料 2-6-10】	学生便覧・履修要項　2011　p28～ 学生便覧・履修要項　2012　p28～	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-11】	スポーツフェスティバル資料	
【資料 2-6-12】	近畿地区診療放射線技師教育施設学生体育大会資料	
【資料 2-6-13】	病院見学参加者リスト	
【資料 2-6-14】	市民公開講座開催一覧	【資料 1-3-10】と同じ
【資料 2-6-15】	中学校出張授業一覧	
【資料 2-6-16】	FD 研修会一覧	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 2-6-17】	FD 研修会資料	【資料 1-3-6】と同じ
2-7. **学生サービス**		
【資料 2-7-1】	学生便覧・履修要項　2011　p9 学生便覧・履修要項　2012　p9	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-2】	規程 54 号（学生委員会規程）第 4 条・第 8 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-3】	学生便覧・履修要項　2011　p15 学生便覧・履修要項　2012　p15	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-4】	大学案内 2012　p7 2013Campus Guide　p9	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-7-5】	学生指導記録簿	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 2-7-6】	育友会会則	
【資料 2-7-7】	定期総会資料	
【資料 2-7-8】	学校案内 2011　p8 2013Campus Guide　p19	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-7-9】	平成 23 年度（2011 年度）学生募集要項　p14 平成 24 年度（2012 年度）学生募集要項　p15 平成 25 年度（2013 年度）学生募集要項　p15	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-7-10】	シラバス　2011　p15 シラバス　2012　p15	【資料 2-2-4】
【資料 2-7-11】	規程 52 号（特待奨学金規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-12】	奨学金給付・貸与状況	【表 2-13】と同じ
【資料 2-7-13】	規程 60 号（学生表彰規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-14】	学生便覧・履修要項　2011　p15～ 学生便覧・履修要項　2012　p15～	【資料 F-5】と同じ

【資料 2-7-15】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p57	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-7-16】	保険加入証明書	
【資料 2-7-17】	規程 58 号（学生細則）第 7 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-18】	健康診断実施記録	
【資料 2-7-19】	規程 58 号（学生細則）第 21 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-20】	スポーツフェスティバル資料	【資料 2-6-11】と同じ
【資料 2-7-21】	物療祭資料	
【資料 2-7-22】	課外活動支援記録	【表 2-14】と同じ
【資料 2-7-23】	LAN アダプター利用台帳	
【資料 2-7-24】	育友会課外活動支援記録	
【資料 2-7-25】	規程 31 号（ハラスメント規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-26】	医務室利用状況	【表 2-12】と同じ
【資料 2-7-27】	学生便覧・履修要項　2011　p15 学生便覧・履修要項　2012　p15	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-28】	規程 58 号（学生細則）第 19 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-29】	キャリアガイダンス実施一覧	【表 2-5-2】と同じ
【資料 2-7-30】	学生意見箱利用記録	
【資料 2-7-31】	学生生活等に関するアンケート調査集計結果	
2-8. **教員の配置・職能開発等**		
【資料 2-8-1】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p7	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-8-2】	平成 23 年度（2011 年度）事業報告書　p3 平成 24 年度（2012 年度）事業報告書　p3	【資料 F-7】と同じ
【資料 2-8-3】	設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在　p10 設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在　p12	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 2-8-4】	大学設置認可申請書　教育課程等の概要	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-8-5】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p34～	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-8-6】	学生便覧・履修要項　2011　p19～ 学生便覧・履修要項　2012　p19～	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-8-7】	設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在　p5～ 設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在　p4～	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 2-8-8】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p36	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-8-9】	関連規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-10】	大学ホームページ「教員募集」	
【資料 2-8-11】	規程 73 号（FD 委員会規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-12】	授業アンケート	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-8-13】	授業アンケート集計結果	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-8-14】	教員対応策	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-8-15】	大学ホームページ「学園情報」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/professor.html	

【資料 2-8-16】	規程 73 号（FD 委員会規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-17】	FD 研修会資料	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 2-8-18】	学校案内 2011　p3 大学案内 2012　p14 2013Campus Guide　p11	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-8-19】	学生便覧・履修要項　2011　p22 学生便覧・履修要項　2012　p22	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-8-20】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p22	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-8-21】	学生便覧・履修要項　2011　p23 学生便覧・履修要項　2012　p23	【資料 F-5】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	学生便覧・履修要項　2011　p43 学生便覧・履修要項　2012　p43	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-9-2】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p39～	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-9-3】	大学設置認可申請書　趣旨書類　資料 36	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-9-4】	LAN アダプター利用台帳	【資料 2-7-23】と同じ
【資料 2-9-5】	学生意見箱利用記録	【資料 2-7-30】と同じ
【資料 2-9-6】	マンモグラフィ講習会一覧	
【資料 2-9-7】	救命救急訓練一覧	
【資料 2-9-8】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p16～・p43～	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-9-9】	設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在　p8～ 設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在　p7～	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 2-9-10】	図書館アンケート	
【資料 2-9-11】	漏洩線量測定	
【資料 2-9-12】	ルクセルバッチ関連資料	
【資料 2-9-13】	X 線発生装置の設置申請書	
【資料 2-9-14】	規程 63 号（図書管理規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-9-15】	1 号館図書館避難経路図	
【資料 2-9-16】	図書館安全管理マニュアル概要	
【資料 2-9-17】	蔵書定期点検記録	
【資料 2-9-18】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p37	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 2-9-19】	時間割	【資料 2-3-9】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	大学設置認可申請書	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 3-1-2】	設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在 設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在	【資料 1-3-17】と同じ

【資料 3-1-3】	規程 1 号（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-4】	規程 2 号（理事会運営規程）第 2 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-5】	規程 5 号（評議員会運用規程）第 2 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-6】	規程 45 号（学園運営委員会規則）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-7】	規程 49 号（教授会規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-8】	規程 22 号（就業規則）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-9】	規程 7 号（事務分掌規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-10】	規程 11 号（個人情報規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-11】	規程 31 号（ハラスメント規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-12】	規程 75 号（倫理委員会規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-13】	教職員・学生合同研修会資料	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-1-14】	学生便覧・履修要項　2011　p12 学生便覧・履修要項　2012　p12	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-15】	大阪物療大学消防計画	
【資料 3-1-16】	普通救命救急講習（AED 講習）資料	
【資料 3-1-17】	大学ホームページ「学園情報」 http://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info.html	
【資料 3-1-18】	学校法人物療学園　平成 23 年度事業報告書　p8～ 学校法人物療学園　平成 24 年度事業報告書　p8～	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-1-19】	平成 23 年度　財産目録 平成 24 年度　財産目録	
【資料 3-1-20】	学校法人物療学園　平成 23 年度監事監査報告書 学校法人物療学園　平成 24 年度監事監査報告書	
3-2.　理事会の機能		
【資料 3-2-1】	規程 1 号（寄附行為）第 3 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	規程 2 号（理事会運営規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-2-3】	理事会議事録	【資料 F-10】と同じ
3-3.　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	規程 45 号（学園運営委員会規則）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-2】	規程 6 号（組織規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-3】	規程 1 号（寄附行為）第 7 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-3-4】	規程 49 号（教授会規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-5】	規程 1 号（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-3-6】	規程 5 号（評議員会運用規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-7】	規程 2 号（理事会運営規程）	【資料 F-9】と同じ
3-4.　コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	規程 1 号（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	規程 6 号（組織規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-4-3】	規程 45 号（学園運営委員会規則）	【資料 F-9】と同じ

【資料 3-4-4】	規程 48 号（学術顧問規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-4-5】	規程 4 号（監事監査規則）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-4-6】	規程 2 号（理事会運営規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-4-7】	規程 5 号（評議員会運用規程）	【資料 F-9】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	規程 6 号（組織規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-5-2】	規程 7 号（事務分掌規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-5-3】	大学設置認可申請書　趣旨書類　資料 38・教員名簿	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 3-5-4】	規程 1 号（寄附行為）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-5-5】	規程 2 号（理事会運営規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-5-6】	規程 5 号（評議員会運用規程）	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-5-7】	規程 45 号（学園運営委員会規則）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-5-8】	規程 8 号（稟議規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-5-9】	入職者研修資料	
【資料 3-5-10】	FD・SD 研修一覧	【資料 1-3-5】と同じ
【資料 3-5-11】	規程 73 号（FD 委員会規程）	【資料 F-9】と同じ
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人物療学園組織変更認可申請書関係　p15～p24	
【資料 3-6-2】	予算決算総括表	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	規程 41 号（経理規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-7-2】	規程 43 号（経理細則）	【資料 F-9】と同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	規程 44 号（学則）第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	規程 61 号（学部規程）第 7 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-3】	規程 74 号（評価委員会規程）	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-4】	大学設置認可申請書　趣旨書類　p64	【資料Ⅰ-3】と同じ
【資料 4-1-5】	設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在　p13 設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在　p21	【資料 1-3-17】と同じ
【資料 4-1-6】	評価委員会議事録	
【資料 4-1-7】	自己点検・評価書作成分担表	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	出張報告書	
【資料 4-2-2】	評価委員会議事録	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 4-2-3】	規程 74 号（評価委員会規程）第 4 条・第 6 条	【資料 F-9】と同じ

【資料 4-2-4】	自己点検・評価書作成分担表	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 4-2-5】	設置計画履行状況報告書　平成 23 年 5 月 1 日現在　p13 設置計画履行状況報告書　平成 24 年 5 月 1 日現在　p21	【資料 1-3-17】と同じ
4-3. **自己点検・評価の有効性**		
【資料 4-3-1】	規程 4 号（監事監査規則）第 4 条	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-2】	規程 74 号（評価委員会規程）第 8 条	【資料 F-9】と同じ

大阪物療大学
自己点検・評価報告書
2013 年 6 月発行

編集　大阪物療大学評価委員会
発行　大阪物療大学
〒593-8328　大阪府堺市西区鳳北町 3-33
TEL. 072-260-0088　（代表）
FAX. 072-260-0011